

第九十回国会

参议院农林水産委员会會議録第四号

平成二十八年三月三十一日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十三日

高橋 克法君

補欠選任

馬場 成志君

中川 雅治君

舞立 昇治君

岩井 茂樹君

三月二十四日

岩井 茂樹君

補欠選任

高階恵美子君

舞立 昇治君

三月二十五日

中川 雅治君

補欠選任

中泉 松司君

中泉 松司君

三月二十八日

中泉 松司君

補欠選任

岩城 光英君

岩城 光英君

三月二十九日

岩城 光英君

補欠選任

紙 智子君

中泉 松司君

三月三十日

熊谷 大君

補欠選任

大門実紀史君

堀内 恒夫君

三月三十一日

長谷川 岳君

補欠選任

徳永 エリ君

渡邊 美樹君

出席者は左のとおり。

委員長

若林 健太君

理事

山田 修路君

山田 俊男君

小川 勝也君

紙 智子君

高橋 克法君

中泉 松司君

野村 哲郎君

長谷川 岳君

馬場 成志君

堀内 恒夫君

舞立 昇治君

山崎 力君

渡邊 美樹君

郡司 彰君

田中 直紀君

浜野 喜史君

柳田 稔君

平木 大作君

山口那津男君

儀間 光男君

森山 裕君

齋藤 健君

佐藤 英道君

大川 昭隆君

澁谷 和久君

委員

厚生労働大臣官房審議官

農林水産大臣官房総括審議官

農林水産大臣官房総括審議官

農林水産省食料産業局長

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

水産庁長官

環境大臣官房審議官

中山 峰孝君

佐藤 速水君

大澤 誠君

櫻庭 英悦君

今城 健晴君

奥原 正明君

佐藤 一雄君

龜澤 玲治君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農林水産に関する調査(水産問題等に関する件)

○漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○委員長(若林健太君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、熊谷大君が委員を辞任され、その補欠として堀内恒夫君が選任されました。

○委員長(若林健太君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員

長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(若林健太君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に紙智子君を指名いたします。

○委員長(若林健太君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産に関する調査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、内閣官房内閣審議官澁谷和久君外八名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(若林健太君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(若林健太君) 農林水産に関する調査のうち、水産問題等に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山田修路君 おはようございます。自由民主党、石川県の山田修路です。

今日は、漁業就業者に関する質問をまず行つて、その後、水産物にも大きな関係がありますTPP協定に関する質問を行いたいと思ひます。

まず、漁業就業者ですけれども、地元の浜を歩いておられますと、漁業就業者が確保できないというお話をよく伺ひます。農業に比べれば若い方が多いというふうに感じておりますけれども、漁業就業者の状況、どうなつてゐるのか、まずお伺ひしたいと思います。

○政府参考人(佐藤一雄君) 山田先生の御質問にお答えいたします。

今先生の方から御指摘ございましたように、漁業就業者の数は、これは年々減少しております。

平成十五年、二十三万八千人だったわけですが、十年間で五万七千人減少しまして、平成二十五年には十八万一千人となっております。直近の平成二十七年では十六万七千人となっております。

また、この漁業就業者の年齢構成を見ますと、就業者数自体は減少している中で、四十歳未満の若手の就業者の占める割合は増加傾向にございまして、平成十五年の一四・六％から平成二十七年では一八・〇％と、このような数字になっているところがございます。

○山田修路君 今、漁業就業者について、年々減少している、若い人の割合は増えているというけど、増えているというか、その数、実数自体が増えているわけではない、全体減る中でウエートが高まっていることだと思えますけれども、現場でやはり外国人の技能実習生に頼らざるを得ない地域が増えております。各地で検討されております。切実な声もお聞きをしますけれども、漁業分野における技能実習生の状況、どうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(佐藤一雄君) お答えいたします。漁業分野の外国人技能実習でございしますが、カツオ一本釣り、はえ縄漁業、イカ釣り漁業、巻き網漁業、引き網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、エビ・カニ籠漁業、ホタテガイ・マガキ養殖作業といった九つの作業を対象として実施されているところでございます。

この技能実習生を受け入れている業界団体によりましては、漁業分野の技能実習生の総数でございしますが、一年から三年目の合計でございしますが、約二千人となっております。

○山田修路君 ありがとうございます。

今申し上げましたように、浜ではやはり担い手がないということで、既に外国人の技能実習生を活用したり、あるいは検討をしているところもあります。そして、技能実習生についてはいろいろな課題もあるというふうに思っています。この外国人の技能実習制度について、法案が今衆議院で継続

審議になっております。漁業についての外国人の技能実習制度を更に適正に活用していくためにも、この改正案の早期実現が期待されるというふうに思っておりますけれども、まずその見直しの概要についてお伺いをしたいと思います。

また、その見直しの中で、技能実習計画の認定基準というのが法案の中にありますけれども、その中で、技能実習生の待遇という基準が設定されることになっております。漁業の分野では、一般の工場とか事務所のように定時に仕事を開始して定時に終わるということも無理でありますし、漁業の状況によつては勤務が長時間になるということでもあります。そのような意味で、この待遇に関する基準の策定に当たっては、漁業の実情を十分に踏まえて行っていく必要があると思っております。

また法案が成立していない段階ではありますけれども、これについてどういった方針なのか、伺いたいと思います。

○政府参考人(中山峰孝君) 技能実習制度につきまして、現在、法律を提出しております。外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案という法律案でございします。昨年の通常国会に提出し、現在継続審議中でございます。

三つの大きな見直しのポイントがあると考えております。一つ目のポイントは、監理団体に対する許可制、実習実施者に対する届出制、そして技能実習計画に対する認定制の導入でございします。

二つ目のポイントは、監理団体に報告を求め、実際に検査に入るなどの業務を行う外国人技能実習機構、新しくそれを設立すること。三番目のポイントは、一定の要件を満たす優良な監理団体に対する実習期間の延長でございします。以上が大きなポイントでございします。

さて、議員の御指摘の計画の認定基準となりますが技能実習生の待遇の基準でございしますが、同法案が成立した場合に省令で規定することとしております。漁業分野につきましても、適正な技能実習の環境が確保されるよう、法務省、水産庁との関係省庁と連携して適切に対応していく所存でございします。

でございます。

○山田修路君 ありがとうございます。

まさに、先ほどから言っていますように、漁業の現場では技能実習生を確保しなければならぬ操業もできない状態になっているところもあります。制度の見直しを速やかに行っていたら、これは国会の方の役割かもしれません、そしてさらに、その運用に当たっては漁業の実態が反映されるようなことでは是非お願いしたいと思います。

そして、この技能実習制度の改善あるいは充実あるいは適正化、これと併せて、日本の漁業の将来を考えますと、やはり日本人の漁業就業者の確保、特に船頭さんあるいは船長さん、こういった幹部職員の養成、極めて大事だと思います。浜で膝を突き合わせながらお話をしていると、外国人の方に技能実習生として来てもらいたい、それはやまやまだけれども、しかし将来の日本の漁業のことを考えると、やっぱり日本人が幹部でいなくてとなかなか将来心配だよねという話もあります。

日本人の漁業就業者の育成確保対策についてどのように取り組んでおられるか、また今後どう取り組むつもりか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(佐藤一雄君) お答えいたします。

今先生御指摘いただきましたように、漁業が将来にわたって持続的に発展していくためには、若い世代を中心とした意欲のある新規漁業就業者を確保していくことが重要だと、このように考えておるところでございします。

このため、私どもでは、漁業への就業希望者が経験ゼロからでも円滑に就業できるように、新規漁業就業者総合支援事業というものがございまして、これによりまして就業者の段階に応じた支援を行っているところでございします。

具体的に申し上げますと、まず、漁業への就業に向けては漁業学校等で学ぶ若者に対しまして、就業準備資金ということで年間百五十万で最長二年間の給付を行っているところでござい

ます。また、漁業への就業希望者と担い手を求める漁業者とを結び付ける就業相談会の開催、また、新規漁業就業者の就業現場での実地による長期研修等の支援を実施しているところでございます。

特に、遠洋・沖合漁業の幹部の養成確保につきましては、必要となります海技士の資格の取得等を考慮いたしまして、最長二年間の長期研修を実施しているところでございまして、今後ともしっかりとこうした支援を行っていききたいと、このように考えておるところでございします。

○山田修路君 ありがとうございます。

漁業の問題、様々な問題ありますけれども、やはり担い手というんでしょうか、就業者の問題、非常に重要でありまして、特に今申し上げました外国人の技能実習生の話も含めて、これからまたしっかりとその育成確保をお願いしたいというふうに思っております。

今日は、水産物にも大きく関連をしますTPP協定についても併せてお伺いをしたいというふうに思っております。

衆議院で間もなくTPP協定及び関連法案についての質疑が開始されるということでございしますけれども、それに先立ちまして、幾つかの疑問点について今日はお伺いをしたいと思います。また、TPPに関する特委などでも様々な議論があると思えますけれども、まず森山大臣にお伺いをしたいと思います。

TPP協定が発効するかどうか、これはまたちょっと後はお聞きをしますけれども、発効した場合には、我が国の農林水産業に様々な影響を与えることとなります。TPP協定によるダメージを少なくし、そのメリットができるだけ農業者の方、あるいは消費者の方も含めてですけれども、享受できるようにしていくことが肝要であると思っております。

この点について、森山大臣の方針あるいは決意についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(森山裕君) 山田委員にお答えいたします。

攻めるべきものは攻め、守るべきものは守るといわれる基本的なスタンスで粘り強くTPP交渉を行った結果、農林水産物につきましては、他国が原則的に関税を撤廃する中で、我が国は約二割の関税撤廃の例外を獲得することができました。また、重要五品目を中心に関税制当てやセーフガード等の措置を確保するなど、交渉結果としては最善のものとなったと考えております。

一方で、関税削減等により長期的な影響について生産現場には懸念と不安が一部残っていると考えております。このため、今後とも合意内容を丁寧に御説明をするとともに、これまで進めてきた農政改革に加え、政策大綱に基づき体質強化対策や経営安定対策の充実など万全な対策を講じることとしております。

他方、TPPのメリットとしては、牛肉、水産物、米、日本酒、お茶等、我が国農林水産物食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得したことが挙げられると思います。TPPの参加国への輸出拡大が期待をされるところであり、今後、輸出拡大に向けた取組を更に加速してまいりたいというふうに考えております。

これらを通じて、次世代を担う生産者が明日の農林水産業に夢と希望を持って経営の発展に積極果敢に取り組めるようにすることにより、新たな国際環境の下でも強くて豊かな農林水産業、美しく活力ある農山漁村をつくり上げてまいりたいと考えております。

○山田修路君　ありがとうございます。
交渉の結果、そしてそれに対しての万全な対策、また輸出拡大を図っていくというお話がありました。一方で、生産現場には不安があるというお話もありました。

私も、TPPの交渉結果あるいは対策について地元でお話をする機会が非常に多いわけがございます。そのときにやはり感じるのは、まだまだ多くの方が交渉の内容あるいはこれから講じようとする対策について、知らないあるいは誤解をしているということが多いというふうに感じます。

例えば新聞などで、TPP協定が発効すると安いの外国産の米が大量に入ってくるからこんなことをやらなくちゃいけないとか、これはTPPを専門に分かつておられる記者が書いておられるかどうかよく分かりませんが、そういう記事があるのと農業者の方々はやはり不安になるといふふうに思います。農業関係者あるいは農林水産関係者の方々に、このTPPの結果と、それからそれに対する対策を正しく理解していただく必要があるというふうに思います。

今日の日本農業新聞に出ていたんですが、この記事を見ますと、TPPについて不安に思うという方が千人調査をした中で九割を超えているというような記事がありました。先ほど私も申し上げましたように、まだまだ理解が進んでいないんじゃないかなというのがここにも表れているような気もいたしますけれども、この調査に対して、大臣、どう受け止めておられるのか、お伺いしたいと思っております。

○国務大臣(森山裕君)　今朝の農業新聞の記事につきましては、真摯に受け止めていただきたと考えております。

TPP交渉は、山田委員御承知のとおり、保秘義務の掛かっていた交渉であったために、大筋含意まで交渉の進捗を説明することができなかったことから、やはり現場の皆さんは大変不安な思いをされたのではないかとというふうに今、回顧しているところであります。

このため、現場の声に耳を傾けながら、昨年十一月に政策大綱を取りまとめ、体質強化対策や経営安定対策の充実など万全の対策を講ずることとしたところであります。補正予算も成立を見ました。こうした対策の内容や十二月に公表したTPP経済効果分析について現場の皆さんに理解を深めていただくために、農政新時代キャラバンと称しまして、全九ブロック及び全都道府県で説明会を開催し、全体としては理解が一定程度進んできているというふうに感じております。

他方、私が現場に伺いましていろいろと感じま

すことは、やはり現場には、TPPとは別に、今後の米政策の在り方や中山間地域の将来について不安がありまして、これがTPPに対する不安と交差して一体のものとして意識されているのではないかと感じるところでもあります。

このため、TPPの合意内容や影響、国内対策の内容のみならず、農業者の所得向上に向けた農政新時代における大きな施策の展開方向も含めて、現場の皆さんの不安に寄り添い、その払拭ができるように丁寧にスピード感を持って説明を今後も続けてまいりたいというふうに考えております。そのことを通じて、農家の方々が希望を持って再生産に取り組んでいただけるように努力をしてまいりたいと考えております。

○山田修路君　ありがとうございます。

先ほど言いましたように、私も地元でTPPの概要そして対策について、平均すれば週一回ぐらいは土曜、日曜、どこかに来て説明をしてほしいという話があつて行きます。今大臣からもお話がありましたように、かなりの人は一回説明を聞き

ましたという人がおられます。ただ、別に自慢をするわけじゃないですけれども、山田さんの話を聞いたら本当によく理解できましたと、今まで具体的にこれはどうなんだということを質問してもなかなかクリアに説明してもらえなかった。これは、役所ですとか言えないこともあると思うので、政治家という立場で少し踏み込んでお話ができた点もあると思いますけれども、そういう意味で、やはり内容とそれから対策がこうなんだということもお話することも大事なかなというふうに思っております。

今日の日本農業新聞の中にも、国内対策をしつかり確保すれば協定の国会での承認はやむを得ないという意見も五割ありますので、そこはやはり影響とそれから対策がこうなんだということをしっかりと説明していただきたい。特に国内対策ですね、これは非常に大事だと思いますので、よろしく願いをしたいと思っております。

そして、この日本農業新聞にも出ているんです

けれども、一次産業への影響ということであります。ちよつと質問の順番が変わっておりますので、農業新聞の関連についてお話をいたします。

特に、その影響について政府は少なく見積もっているというのが、四分の三ぐらいの意見が出ています。私はいつも言っているのは、もちろん試算ですからいろんなバリエーションがあるけれども、ここに政府が試算したのと、それは多少多い、あるいは多少少ないことがあるかもしれないけれども、事柄としてはそう大きくは違わないんじゃないかという御説明をしております。ただ、都道府県の中には独自の試算をやっているところもあります。業務用の米についての影響とか、あるいは糖度の低いミカンについての影響とかいうことで心配をされている県もあります。

試算を行っている都道府県の場合はどうなっているのか、また、政府の見方と異なる部分がありますけれども、これについてどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

○副大臣(齋藤健君)　TPPの影響につきましては、現在、三十六道県において一定の試算が行われており、そのうち三十二の道県は国に準じた試算方法を取っていると承知をいたしております。この三十二道県のうち八つの道県におきましては、国が試算していない品目も追加をして試算をされております。また、一部の品目で国の試算とは異なる考え方で試算がなされているというものもございますが、三十二から八を引きました残りの二十四県は、国の対象品目の範囲内で試算が行われていると承知をいたしております。また、四県につきましては、国とは異なる方法で試算が行われております。

もとより、試算は一定の前提の下で行われるものでありますので、一部の県において、県の独自の考え方を反映して国と異なる方法で特定の品目について試算が行われているというふうに理解をしております。国の試算の方は、国内の価格や国際価格、輸入量などのデータを基にいたしまして、品目ごとの影響分析及び政策大綱に基づく国内対

策の実施を前提として影響を試算しております。引き続き、丁寧に説明をしていくことにより国の試算についての理解も更に深めていきたいと考えております。

○山田修路君 ありがとうございます。

都道府県と国の試算、今お話が齋藤副大臣からありましたように、その違い、一部のところを強調して見るとのことよりも、私は大事なことは、起こり得ることは大体こんなような性質の事柄なんだということを理解していただいて、それは乗り越えられる、政策によって乗り越えられるんだということをしっかりと分かってもらえれば理解していただけるのではないかなというふうに思います。今後とも、そういったことよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、TPP協定の発効についてお伺いをしたいと思います。

これももうお話しするまでもなく、TPPの協定の発効につきましては、原則参加十二か国が国内手続を終えることが必要です。

ただ、特例の要件があつて、十二か国全部で国内手続が終わっていない場合には、六か国以上の国内手続、その国々がGDPの合計の全体の八五%を占めるということでございます。そこで、やはりこの全体の一五%以上のGDPを占めるアメリカ、そして日本の国内手続、これが非常に大きな影響を及ぼすということでもあります。

そこで、この発効に向けて、各国の国内手続の状況、特に、非常に大きな意味を持つアメリカでの状況についてお伺いをしたい。また、政府としてどのような見通しを持っているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(澁谷和久君) お答えいたします。

まず、アメリカでございますが、TPA法の規定によりまして、ITCと呼んでおりますが、国際貿易委員会が署名から百五日以内、すなわち五月の十八日までに我が国と同じような雇用や経済への影響分析を含むTPPに関する評価報告書を議会に提出することとなっております。いずれに

いたしましても、議会提出、審議はそれ以降と承知をしているところでございます。

なお、US-TRが先日議会で提出した二〇一六年通商政策課題におきまして、TPP協定の議会承認を得ることが今年のオバマ大統領の最優先事項だとされているところでございます。

他の国も国内手続を進めているところでございまして、マレーシアはもう既に署名に先立ち協定に係る承認を取り付けているところでございます。オーストラリア、ニュージーランドは署名直後の二月九日に議会に提出をして、現在、審議中というところでございます。ブルネイ、シンガポールは、協定自体については議会の承認が不要と承知しております。ペトナム、メキシコ、ペルー、チリも承認に向けて国内プロセスを進めているというところでございます。カナダは、大筋合意後に政権交代がございまして、現在、協定内容をレビューしているというところでございますが、二月の署名式には参加をしているというところでございます。

○山田修路君 ありがとうございます。

各国それぞれ進めているというところでございまして、特にアメリカについて、大統領選挙とも関連をしながら進んでいるのかなというところもあります。それから、他の十一か国の状況も、進んでいるけれどもこれからやっていくかなくちゃいけないというような状況だと思えます。

このような中で、政府が今国会でこのTPP協定の承認あるいは関連法案の可決を目指していることについて、まだまだ様子を見るべきじゃないかという声もあると思えますけれども、なぜ今この国会で対応しようとしているのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(澁谷和久君) お答えいたします。

昨年十一月、TPPの首脳会合が開催されました、アメリカを含む十二か国の首脳がTPPの早期発効を目指すということを確認しているところでございます。

政府といたしましては、署名も終わり協定内容が確定したこと、また関連法案の準備も整ったことから、三月の八日、TPP協定と関連法案を国会に提出したところでございます。我が国が率先して動くことで早期発効に向けた機運を高めていきたいと考えているところでございます。

○山田修路君 ありがとうございます。

TPP協定については、厳しい交渉環境の中で、先ほど大臣からもお話がありましたけれども、我が国としてはかなりの成果を得ることができたのではないかと今思っています。もちろん、交渉事ですので、私も前そういう仕事をしておりましてけれども、こちらの主張が一〇〇%通るということは交渉事ですからあり得ないわけでありまして、また、先ほど来お話ありますように、我が国の第一次産業にも影響が及ぶと、その見方はいろいろありますけれども、及ぶということであり

しかしながら、日本農業新聞にあるように、不安がある、しかし国内対策はしっかりやっております、ということと何とかな不安が解消できるのではないかと今思っています。読み取れるわけでありまして、私もやはり国内対策をしっかりとやっていけば乗り越えられるようなものではないというふうに考えております。この交渉を再度やり直したらいいんじゃないかという御意見の方もおられると思えますけれども、とても再度やったからといって今より良くなるものではないというふうに思っています。

是非、周知の話が本場に重要だと思っております、更なる努力、そして国内対策は秋にまた決めていくということですので、この対策もしっかりとお願いをしたいというふうに、これはお願いを申し上げることといたします。

そして次に、TPPの経済全体に対する効果についてお伺いをしておきたいというふうに思っています。

TPPのGDPに及ぼす影響ですけれども、交渉の開始時点、その前の時点では、民主党政権時

代では三つの試算があつて非常に混乱をしたというところで、交渉開始の当時は一つにまとめようというところで試算をした。貿易による効果が取りあえず試算をされたわけですが、そのときにはたしか三・二兆円という試算であつたわけでございます。今回、交渉の結果、それが、貿易による効果は一・八兆円ということになりました。一方で、当初には計算をしていなかった貿易以外の要因についても今回それが公表されて、十三・六兆円というところで試算をされたわけでございます。

なぜ当初そういった貿易以外の影響も含めた試算がなされなかったのか、どうして今回それがなされるようになったのか。そしてまた、この貿易以外の効果というものにはどのようなものが含まれているのか。TPP交渉全体の影響を評価したものなのか、あるいはやはりまだ一部分であるのか。その辺について、このことをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(澁谷和久君) お答え申し上げます。

平成二十五年の試算、三年前の試算は交渉参加前ということとございまして、ルールなどの分野についての詳細を承知していなかった段階での試算でございます。したがって、関税が全て即時撤廃され国内対策を講じないという、そういう前提の下で関税撤廃の効果のみを対象としたものでございます。

ただ、三年前に試算した時点でも、合意をした後につきましては関税以外の効果も含めた分析を行うというふうに申し上げていたところでございます。また、その後、専門家の方々などから、TPPのような二十一世紀型経済連携協定の効果は、貿易、投資が促進されることによる生産性の向上、これこそが本質だと、こういうふうな御指摘もいただいていたところでございます。

経済効果分析は、あくまで政策分析の一環として行っているものでございます。TPPを契機として我が国経済を新しい成長経路に乗せるために、官と民でどのような政策、行動が必要なのか

ということについて明らかにすることが目的であります。そのため、関税に係る合意内容に加えて、ルール面による貿易コストの引下げ効果、さらには生産性向上、労働供給増といった効果を含めて、より包括的な分析を行ったものでございます。

ただ、投資が増えることの効果などはデータ等の制約で十分見切れていないところがございますので、そうしたことも含めますと更に大きな効果が見込まれるということを報告書の中でうたっているところでございます。

○山田修路君　ありがとうございます。

このTPPに関してですけれども、今ほど御説明があったように、GDP全体に及ぼす効果あるいは雇用に及ぼす効果というの、今の試算よりも更に大きいかもしれないというようにもあるかもしれない。農林水産業に対する影響にしても、あるいはGDPに対する影響にしても、一定の前提を置いた中で試算をしたということなので、大事なことは、金額がそこどのくらい差があるかということよりも、むしろ全体としての方向性はこうなんだと、そして影響の、質的なものはこんなような程度の影響なので、数字自体が多少違うこと自体をそんなに大きく議論しても意味がないのではないかと私は思っております。

ですから、試算はこういうことでやっていると、だということをはっきり申し上げて、あるいはほかの試算、やり方をすれば別のものもある、ただ、対策はこういうふうにしつかりやるので、それは皆さんに影響がないようにやっています、このことをやっぱりしっかりと訴えていくことが、GDP一般の効果も、あるいは農林水産業に対する影響も含めて、非常に大事な、数字が違うじゃないかということを経済議論しても結局余りいい効果がないんじゃないかなというふうに思っています。この点をちょっとお願いをしておきたいというふうに思っています。

そしてもう一つ、TPPの効果について、先ほど澁谷審議官からお話がありましたように、GDP

Pに対する効果とか、それはやはりある程度長期で見ただ中で生じてくる事柄ですね。日本経済全体がそういったところにシフトしていくということであるというふうには思っておりますので、そのこと自体はそうであるというふうには思っております。

一方で、それぞれの地域ですとかあるいは短期的に見ると、やはり問題が生ずるところも出てくるんじゃないかというふうには私は思っております。例えば、よく言われますのは、アメリカの国内で、NAFTA、北米自由貿易協定が結ばれて、国内の中で、工場がメキシコの方に移転をしていったと、そのことによって、もちろん経済全体の影響ということよりも、むしろ地域の問題、企業域下町みたいなところで雇用が失われてしまったとか、あるいは短期的に見ると厳しい状況にあるというようにことが新聞などで言われておりまして、そういったことがあるいは今の大統領選にも影響を及ぼしている、TPPについてネガティブな、否定的な意見もあるというふうなことではないかというふうには思っております。

そうしますと、TPPについて、全体のGDPへの影響ということもさることながら、地域におけるやはり産業の空洞化みたいなことが生じないように、そういうことを心配する声があるので、産業の空洞化ということが生じないように対応していく、あるいは政府としてはっきり意思表明をしていく、このことも、TPPに対する支援というんでしようか、御支持を得る上では大事なことでないかというふうには考えております。

この産業空洞化、特に地域における産業空洞化の問題についてどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(澁谷和久君)　お答え申し上げます。

日本以外の各国が二国間のFTA、EPAを数多く締結している中で、我が国の貿易に占めるFTAのキャパシティーは、TPPが発効しない状態でございまして、つまり現状では二二％、韓国や中国

よりも劣後している状況でございます。このFTAのキャパシティーが低いままでございますと、製造業の立地拠点としての魅力が相対的に低くなるということでございますので、むしろ産業空洞化が加速することが懸念されているところでございます。

TPPによりましてFTAキャパシティーが大きく向上すること、またルール面で、例えば原産地規則における完全累積制度の導入などで、技術力を持った地方の中堅・中小企業を始めとする我が国の企業が国内にいながらにして海外展開ができるということが可能になるものでございます。また、TPPによりましてベトナムなどの関税が撤廃されることを受けて、海外に出ていた工場を我が国の国内に戻すことを検討している企業も出てきています。

TPPが国内の産業、特に地方の産業を活性化させる契機となることが期待されておまして、政府としてもこのような動きを積極的に支援してまいりたいと考えております。

○山田修路君　ありがとうございます。

その説明はよくお聞きをしていてそれなりに理解するんですけども、やはり今おっしゃった、外国と商売をするというんでしようか、輸出をしている方々、あるいは外国との関係がある方々以外、例えば下請の企業ですとか、とても外国に例えは進出していったときにくっついていけないような企業もあるわけでございます。

TPPの説明のときに、いい面を強調される、中小企業にもメリットがある、世の中良くなると言うことはいいいんですけれども、それに関係ない人にとつても、あなた方も心配しなくないですかというふうなことが何か説明できるといいんじゃないかなと思っております。

今、今の説明は十分理解するんですけども、直接にそのメリットを受けなくても、あるいは国内産業が空洞化しないために例えば政府全体として取り組んでいきまうというふうなメッセージが出るといいなというふうに思っていますので、この点も御要望させていただきます。

ただ、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○委員長(若林健太君)　この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、徳永エリ君が委員を辞任され、その補欠として浜野喜史君が選任されました。

○小川勝也君　おはようございます。民進党・新緑風会の小川勝也でございます。

今日は水産等の質疑ということで、大変楽しみにしてまいりました。ここ二十年くらい、参議院農林水産委員会においての議事録の中で水産に関する記述が少なくなつたということで、私も度々理事を務めさせていただいておりますけれども、大変気にしておりました。実は、今日のこの一般質疑については、前の理事会からの申合せ事項ということで、今日趣旨説明がなされますいわゆる漁船損害等補償法、漁業法の趣旨説明に合わせる水産の審議をしようということで、大変意義あることだと思っております。

私はたまたま北海道の選挙区でございますが、若林委員長の選挙区などは内水面しかないわけですから、私の選挙区は海に囲まれているわけですから、太平洋、日本海、オホーツク海、それぞれ特色がある海に囲まれています。歴史なども思い返していただきますと、ニシンで栄えた町がたくさんあります。それから、北洋漁業、二百海里問題、減船、拿捕、大変つらくて苦しくて悲しい歴史を乗り越えて今に至っております。衆参の委員会では先人がいるんな議論をされたのかなというふうに思い起こしながら、今日、今質問に立たせていただいております。

鮭鱒という言葉があります。サケ・マス。これは、皆さんもよくご存じの口にされておられる北海道の水産の中では大変大きなウエートを占める立場であります。実は、いわゆる漁獲の金額でいうと、鮭鱒を抜いた魚種があります。ホタテであります。ホタテの養殖というの、大変先人の並々

ならぬ御努力があつたり、あるいは耳づりという方法を編み出したり、あるいはヘルシーというところで北米やヨーロッパで好んで食べていただいている。あるいは、香港、中国などではまさに中華料理の食材として干したホタテガイが必須ということであります。こういうのも、いろんな御努力が実を結んで今に至っているのではないかと思います。

また、おすし屋さんに行きますといろんなものを楽しめるわけでありませうけれども、アワビとかウニ、高級食材でありますけれども、これも種苗の管理、いわゆる種苗センターでアワビやウニをちよつと育てて海に放流をしてそれを回収するというやり方が定着をしたおかげで我々はおいしいものをコンスタントに食べられることになったと。まさに、この農林水産委員会等いろんな議論をして今に至っているのではないかと思います。

その北海道を中心に、いろんな抱えている問題、常々質問をさせていただいてまいりました。そのいわゆる進捗の確認等も含めながら、一つ一つ確認をさせていただきたいと思ひます。

この委員会でも議論させていただきました海獣の被害から議論をさせていただきたいと思ひます。

特に日本海で、トド、アザラシ等がいわゆる網を食いちぎる、あるいは網を食いちぎるところか捕れたものを食べてしまうということで、漁師さんの精神衛生まで破壊するような大変な被害が及んでまいりました。私のみならず、自民、公明、共産、各会派の委員が質問をさせていただきましたけれども、最近の日本海における海獣の被害状況と対策について確認をさせていただきたいと思ひます。

○政府参考人(佐藤一雄君) お答えいたします。まず、トドでございますが、主に北海道日本海側におきまして、先生今御指摘ございました漁具の破損あるいは漁獲物の食害等の漁業被害を及ぼしておるわけでございますが、北海道庁によりま

すと、この直近三か年でございますが、二十四年度で十六億円、二十五年度で二十億円、二十六年度で十八億円の漁業被害が報告されております。平成二十六年度は被害額が若干減少はしておりますが、まだまだ油断できないというふうに考えておるところでございます。

具体的にはトド漁業被害対策でございますが、一つは北海道の離島海域における駆除活動、もう一つは強化刺し網の実証実験や定置網あるいは底建て網の強化網の導入、三つ目は効果的、効率的な追い払い手法や駆除手法の実証試験といった取組を支援しているところでございます。さらに、平成二十六年八月に、漁業者の皆さんの要望を踏まえまして、トドの採捕数の上限を、従来二百頭だったわけでございますが、これを五百頭まで大幅に増加させますとともに、追い払い手法や駆除手法の更なる効率化を努めるなど、その取組を強化しているところでございます。

いずれにいたしましても、これらの取組を通じてまして、また地元漁業者の皆さんの意見をよく聞きながら、引き続きトドの被害対策についてしっかりと取り組んでいきたいと、このように考えているところでございます。

○小川勝也君 ただいま御報告をいただきました。取りあえず全部撃つて殺してしまえというわけにはまいりません。まさに共存ではありますけれども、個体数管理とか科学的知見とか、いろいろ御相談をいただきながら今お取組をいただいておりますという報告をいただきましたけれども、新しい手法を見出したり効率的な手法を考えたりということを含めて、北海道庁とも連携しながら引き続きの対策をお願いしたいと思います。

もう一つ厄介なのが、えりも地域におけるゼニガタアザラシであります。このゼニガタアザラシは特定希少鳥獣に指定をされておりますので、ほかの海獣と同列に扱うことができないということで大変悩ましい状況でございます。環境省にも再三お願いをいたしまして、いわゆるハードルを越していただけて対策を講じていただいたことに

誠に感謝を申し上げる次第であります。その後農林水産省と環境省と北海道庁がいろんな御努力を続けていただいているというふうに伺っているところであります。また、四月二十日が多大事な日にちにもなるかと思つております。

今日は環境省にもおいでいただいておりますので、えりも地域のゼニガタアザラシについて現在までのような取組をさせていただいておるのか、四月二十日に向けてどのような取組をなされているのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(亀澤玲治君) ゼニガタアザラシの推定生息数は増加傾向にありまして、特にえりも地域等においては定置網のサケ漁を中心に漁業被害が深刻な状況でございます。えりも漁協全定置網で約六千三百万円となっております。

このゼニガタアザラシにつきましては、昨年九月に環境省レッドリストのカテゴリーを見直しましたが、絶滅危惧種には当たらないと評価をされました。こういうことを踏まえまして、環境省では本年三月十八日に、改正鳥獣法に基づいて、えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画を策定をいたしました。さらに、この管理計画に基づいて具体的な事業実施計画を作成した上で、新年度、二十八年度には、えりも地域におけるゼニガタアザラシの捕獲を含めた個体数管理を進めていく予定であります。

この事業実施計画の案は、これまでの検討過程において漁業者を含めた地元での協議会や意見交換会等を行い、地元の御意見を丁寧に向いながら進めてきたところであります。さらに、先日、三月二十四日には、科学委員会において科学的観点からこの案が了承されたところでありますけれども、先ほど御指摘ありましたように、今後、四月の二十日に予定をしております地元の協議会での決定に向けて、さらにはその後の実施に当たりまして、引き続き地元の御意見を伺いながら、関係行政機関とも連携しつつ、定置網への侵入を防止する被害防除対策ですとかあるいは捕獲等に

しっかりと取り組んでまいりたいと思つております。

○小川勝也君 これまでも御努力をいただいております。

漁師さんにお伺いをいたしますと、例えば水産庁の方々や北海道庁の方々にはいろんな物言いがしやすいんですけども、いわゆるこのゼニガタアザラシが特定希少野生鳥獣なんだというふうな環境省の役人に言われると漁師さんの舌も滑らかに動かないという、こんな話もありますので、間にしっかりと水産庁が立つて地元の漁師さんの代弁の役割をやつぱり果たしていただきたいと思ひます。

また、二十日には、いろんな大事な日が近づいているということ踏まえまして、地元の漁師の皆さんの声を代弁するという意味で、水産庁からの決意も伺つておきたいと思ひます。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今先生の方から御指摘ございましたが、ゼニガタアザラシにつきましては、今環境省の方から答弁ございましたように、漁業との共存に向けて、えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画の策定作業が進められているものと承知しております。

私どももいたしまして、環境省に対しまして、これまでトド被害対策で蓄積した関連情報、ノウハウ、こういったものの提供、あるいは専門家の派遣等により協力してきたところでございまして、引き続き連携しながら海獣被害対策にしっかりと取り組んでいきたいと、このように考えているところでございます。

○小川勝也君 いずれにいたしましても、両省にお願いをいたします。地元の声をしっかりと聞いていただきたいというふうに思ひます。

様々な問題があるわけですが、水産業というのはまさに世界と伍して業をやっているというところも含めて、いろんなところで外国の方々と接触があるわけでありまして、特に日本全体でいいますと、中国の船、韓国の船、台湾の船、様々な問題があります。とりわけ北海道の海域におい

ては、ロシア領がまさにすぐ近くでありますので、日口間の様々な取組や問題が多々発生をしております。

いわゆる一般論で、現在のところ日口間では漁業関係、水産関係でどのような問題を抱えているのか、概論として伺いたいと思います。

○政府参考人(佐藤一雄君) 現在、日口間の漁業分野におきましては、日ソ地先沖合漁業協定あるいは日ソ漁業協力協定、北方四島周辺水域操業枠組み協定の三つの政府間協定のほか、民間協定でございます。貝殻島昆布協定が締結されております。今申し上げました協定に基づきまして、両国の間では協定の対象水域における操業条件や漁獲枠等に関する協議を毎年行っているところでございます。

両国におきましては、漁業分野におきまして、先ほど先生お話ありましたように長い歴史と伝統を有する重要な分野でございます。農水省といたしましては、引き続きこれらの枠組みを維持しながら、我が国漁業者の安定的な操業を確保できるように適切に対応してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○小川勝也君 引き続き御努力をお願いを申し上げます。

その中で一番激震が走りましたのはサケ・マス流し網漁、これは科学的な知見に基づいてロシア政府が決めたということになっております。とりわけ根室から釧路にかけての漁業関係者は大変な苦悩を抱えたわけであります。その苦悩を抱えた中にあつても、前向きにいろんな代替策を今検討しているようであります。

その代替策の検討につきまして水産庁ではどのように今把握をしておられるのか、概要をお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(森山裕君) 本年一月一日から、ロシア水域におけるサケ・マス流し網漁が禁止をされました。これ、現場の漁業者の皆さんにとってはいかんともし難いことであつたと思っております。

こうした中、北海道等からのいろんな要請をいただいておりますので、平成二十七年年度の補正予算等によりまして緊急対策を講じさせていただきます。小川委員御承知のとおり、この緊急対策におきましては、我が国二百海里水域、公海における代替漁業への転換支援等の漁業者対策を一つ柱とさせていただきます。また、種苗生産施設等の整備を進めるということをさせていただきます。サケ・マス加工原料緊急対策等に必要経費として平成二十七年年度補正に百億円を計上し、議決をいただいたところであります。

また、減船対策として既存基金による救済費交付金の交付十三億円を行うこととしておりまして、いづれにいたしましても、スピード感を持って万全の対策を講じてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○小川勝也君 その幾つかの代替策の中で、サンマ漁に参入をするという話がござります。これもサンマも、大変聞けば聞くほど苦悩が深まってくるわけでありまして。いろいろな利害関係の方々がサンマに関係しておられるので、新しい参入の方を必ずしも優しく受け入れられるという環境ではないというふうに思っています。

それと、もう一つなるほどなと思ったのは、我々が特に好むのは生のサンマであります。生のサンマがいつ食べられるかというのは、北海道でいいますと、八月のお盆が過ぎる頃になりますと楽しみにしてくるわけでありまして。そして、回遊魚でありますので、根室沖からいわゆる気仙沼、石巻、銚子と、だんだん捕れる場所が変わってくるわけでありまして。

北海道で捕れるサンマが一番おいしいと言うと怒られるわけでありまして、その脂の乗った生のサンマを我々は一番食べたいわけでありまして、いわゆる港から近い海域で捕獲しないとなかなか生のサンマが食卓に上らないという、そして港から遠くで捕れるサンマはまさに冷凍にしなければ流通できないという、こういう問題があります。

ます。逆に、その冷凍のサンマは最近台湾で大量に消費されるということでありまして、冷凍サンマの奪い合いやあるいは漁場の取り合いなど、様々な問題があるというふうにとらえております。このサンマをめぐる苦悩と、今後どういう努力や工夫が可能なのかについて、まとめて御答弁をいただければと思います。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今先生の御指摘の点でございますが、まず大臣の方からも御説明ありましたが、今回の流し網禁止に伴います対策といたしまして、ロシア水域におけるサケ・マス流し網漁禁止の影響を受ける関係漁業者に対しまして代替漁業への転換の取組を支援するというところで、いわゆるもうかる漁業という漁業構造改革総合対策事業、これを平成二十七年年度補正予算五十億円を措置させていただいております。

現在、業界団体でございます全国さんま棒受網漁業協同組合、全さんまというふうと呼んでおりますが、ここにおきまして、従来サケ・マス操業を行っていた五月から七月の公海でのサンマ操業の取組が検討されていると、このように承知しておるところでございます。引き続き業界団体あるいは北海道庁と連携しながら、関係者間における必要な調整が図られ、より収益性の高い代替漁業への転換の取組が円滑に進められるよう支援していきたいと、このように考えているところでございます。

いづれにいたしましても、先生御指摘いただきましたように、沿岸サンマ漁業など既存の操業と一定の調整がこれは必要不可欠であるわけでございます。この調整については非常に難しいものがあるというふうに考えているところでござりますが、我々水産庁といたしましては、業界団体、北海道庁等と連携し、関係者間の調整に努めていくという考えでございます。引き続き代替漁業への転換が円滑に進むようしっかり取り組んでいきたいと、このように考えておるところでございます。

○小川勝也君 サンマもいろいろあつて、冷凍サ

ンマの質の悪いもので時期がずれますと、最低になりますと、三匹百円まで値段が下がります。旬の、はしりのサンマで形のいいものは、おいしい料理屋さんで食べますと、一匹二百円から千五百円まで取れます。これは、大黒さんなどという本当にブランドをつくっている港もありますけれども、なるべく生産者、漁師さんに付加価値を付けていただいて手取りが多くなるように、水産庁もいろんな支援や工夫を引き続きお願いをしたいと思います。

北海道は漁港がたくさんあります。漁港についても後でお話をさせていただきますけれども、農業の改革がこの委員会でも議論されてまいりました。そのときによく伺いをしたのは、農業者の平均年齢であります。実は漁業者の平均年齢も、浜を回りますと相当高いというふうの実感がなされるわけでありまして。

それから、私はこういうことも申し上げました。後継者という言葉があります、あるいは後継者不足という言葉がありますけれども、これは分かりやすいと。すなわち、所得が上げられる、上がるいわゆる浜には後継者は必然とあります。ですから、例に出しますと、北海道オホーツク沿岸でホタテで順調な成長を遂げておられます猿払などは、若い人たちがしつかりホタテ漁をする。あるいは、意外と思われるかもしれないけれども、工業都市苫小牧は豊稜の海を抱えておりますので、漁業が物すごく元気で、若い後継者で満ちあふれております。

そうじゃない浜も実はたくさんあります。そういったしますと、まさに漁港集落、漁村も農村に比べてそれ以上のスピードで人口減少や集落を維持する危機が訪れているというの、これは北海道にとどまらない課題だろうというふうに思っているところであります。そういった漁村集落やあるいは漁港集落、現状のように危機感を持つておられ、特に対策として今後どのようなことを考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(森山裕君) お答えいたします。

漁村の高齢化率は三六％と全国平均に比べて九％ほど高くなっております。また、漁村の人口減少、高齢化への対応というのは重要な課題であると認識をしております。

漁村の活性化を図り、人口を維持していくためには、漁村の主たる産業である水産業の振興を図ることが重要であります。このため、地域自らが創意工夫により漁業所得の向上を目指す漁の活力再生プランを推進しているところであります。また、複数の漁村地域が連携をし、より広域で漁の機能再編や中核的担手の育成等に取り組む広域漁プランの策定にも着手しているところであります。現在、全国の六百地区で漁プランの策定、実行に取り組まれております。例えば先生のお地元北海道の寿都地区では、教育力をキーワードに年間二十人以上の漁業体験者を受け入れ、地域の活力向上につながっていると伺っております。

このように、漁業者自らが地域の課題を話し合い、浜の将来ビジョンを描くことで漁村の活力を取り戻し、漁村地域の活性化を図っていくように農林水産省としては後押しをしつかりしてまいりたいと考えております。

○小川勝也君 大臣から御答弁をいただきました。

それぞれ地域をどうしていくのかというのは、その集落の住んでおられる方々が一義的に役割を果たしていかねばなりません。そして、基礎的な自治体、間に都道府県があつて、水産庁、農林水産省があるわけでありまして、地元を主体として、地元の方向性、取組をしつかり応援をしていただけるような取組を引き続きお願いをしたいというふうに思っているところであります。

漁港集落の話をさせていただきまして、併せて漁港について伺いたいと思います。北海道の浜を回っておりますと、大げさに言いますと、二キロ、四キロ置きに小さな漁港が見えてまいります。これもかつては栄えたのかなというふうに想像するわけでありまして、また

逆に、漁師さんは頑固でわがままなところもあります。俺の家の前に港がないと漁にならないと、こういう方も当然おられるわけありますけれども、やはり漁港整備にも限りある予算の中から行われておりますので、優先順位があつたり、あるいは言葉で言いますと選択と集中というキーワードが必要だつたりするのだと思います。

すなわち、今、たくさんある漁港の中で、将来展望をしながらどの港にどのような重点整備をしていくのかということも、いわゆる地元の意見を聞きながら、都道府県の意見も聞きながら水産庁もいろんな指導をしていく、あるいは応援をしていくということが必要だろうというふうに思っています。港は、全てたくさん、たつぷり予算を付けて整備をできれば一番いいわけですが、それがかなわないときに、四つの港を三つに、三つの港を二つに絞つて整備をしていくことも地元との話し合いの中で必要になってくるんだらうというふうに思っています。

このような取組について今までどのように考えて実施をしてこられたのか、今後どのような構想をお持ちなのか、伺いをしたいと思います。

○政府参考人(佐藤一雄君) 答えいたします。昨今の様々な漁業ニーズに効率的に対応していくということが必要になっておりまして、今全国で約二千九百の漁港があるわけですが、ここにおきまして、やはり漁港ごとの役割分担を図るとともに、機能の集約化を進めていくということが重要というふうに認識しておるところでございます。

このため、漁港整備に当たりましては、各漁港が持つ役割を明確化し、それぞれの漁港が有機的に結び付いて効果的に機能が発揮されるよう、まず水産物の生産、流通の一体性を有する範囲を、一圏域というふうにいたしまして、全国で約二百の圏域計画というものを策定しまして、この当該圏域ごとに生産・流通拠点漁港を定めた上で、陸揚げ、集出荷機能の集約化等による流通の効率化と施設の維持更新費の抑制を図っていると、こうい

うことになっておるところでございます。

今後とも、先生御指摘ございましたように、漁港機能の集約化に係ります取組を推進し、効率的かつ効果的な漁港整備を進めていきたいと、このように考えているところでございます。

○小川勝也君 引き続きよろしく願ひしたいと思います。

説明を受けたときに、漁港は水産庁、農林水産省の所管ですけれども、港湾一般は国土交通省の所管のものがあつます。しかし、魚や海藻にとつてはこれは何省の港だというのは関係ないわけでありまして、ですから、一層連携を密にして、海岸政策それからいわゆる藻場の育成政策、いろんな御努力をいただいておりますので、省庁間の連携も併せてお願いをさせていただきたいと思ひます。

いわゆる二キロごとに漁港があつてなんという話をさせていただきました。しかし、これはある方の話によりまして、昔、防人という言葉があつたように、日本列島を漁師さんが守っているんだと、こういう評価があるわけでありまして。北朝鮮からの不審船という言葉がありますけれども、漁師さんが海岸を守っているということを適正に評価すべきだと私は思ひます。

その中で、最たる漁師さんはどういう漁師さんかといいますと、金子原二郎先生の言葉を借りるまでもなく、やっぱり離島の漁師さんだろうというふうに思ひます。島を守ることとは国土を守るということなんです。そこに住んでいただいているということだけで日本国、日本列島を守っているという、このことを更に大きく評価すべきだと思ひます。一番最たるのは国境離島と呼ばれるところだと思ひます。国境離島に住んでおられる方は、おおむね漁業等をなされる方が多いわけでありまして。国土保全、国土管理、そういった意味合いからも国境離島を中心に離島の漁業振興は私は重要な政策だろうというふうに思ひます。

様々な政策を御用意をいただいておりますというふうにも聞いておりますし、国土交通省にもいろん

な政策があるのかというふうに思つておるところであります。流通対策やあるいはそれに対する補助を含めまして、国土交通省と連携をしながら、離島の漁業や離島の漁業者に対してしっかりと対策をしていただきたいということについて御答弁をお願いを申し上げたいと思ひます。

○副大臣(齋藤健君) 離島は、我が国の漁業にとりまして荒天時の避難地域となるなど、前進基地として大きな役割を果たされております。それだけではなくて、委員御指摘のように国境監視など様々な役割を果たしております。

ところが一方で、離島は、漁獲物の販売あるいは漁業資材の取得など、販売、生産面では不利な条件下に置かれておりますので、離島の基幹産業である漁業の振興は特に重要な課題であると考えております。このため、離島漁業再生支援交付金事業によりまして、離島の漁業集落を対象に各島の特性に応じまして、先ほど委員からお話ありました種苗放流など漁場の生産力の向上に係る取組ですとか、漁獲物の鮮度保持等による高付加価値化など、漁業の再生に関する実践的な取組を支援をさせていただいているところでございます。

例えば、先生の御地元の北海道におきましては、利尻島でのウニ、アワビ等の種苗放流ですとか、あるいは天売島での海水冷却装置の導入など、本交付金が活用されているところでございます。今後とも、委員御指摘のように、国交省を始め関係省庁と連携を組みながら離島漁業の振興に万全を期してまいりたいと思つております。

○小川勝也君 引き続き御努力よろしく願ひしたいと思います。

私たちの国は、先進国なんという言葉もありました。私はこの委員会でも、先進国の日本にあつても遅れている分野が多々ありましたということも指摘もさせていただきました。実は水産物の衛生管理、この分野も大変遅れが指摘されていた分野であります。

あるフランスの方が築地市場を見て、いわゆるお魚が地べたに置いてある、あるいは、築地市場

ではないところではありますけれども、ト口箱に入っているお魚を関係者が足で移動させる、こういった現場を見てがっかりしたという話もあるわけでありまして。あるいは、設備の整っていない漁港などでは、漁船からいわゆる屋根の付いた施設までの間、炎天下、太陽にさらされる、あるいはカラスのふんにアクセスするような場所でも魚介類が移動するということがあります。

これは全部一気に変えるということとは不可能でありまして、数年前にその法律の改正にも私は出会うことができました。一步一步の順番にやっつけていかなきゃならないことだと思っておりますけれども、私は、やはり二〇二〇年オリンピック・パラリンピックで世界からいろんな方をお迎えをするわけでありまして、日本は、おいしくて、安心、安全で、なおかつ最も衛生的なんだというふうな国になってほしいというふうに思います。

まだまだ課題がたくさんあるかと思っておりますけれども、まずは港からの荷揚げ、あるいは水産加工に分けて質問をさせていただきたいと思っております。まず、荷揚げのゴールドチェーンの取組について、そしてその後、先日郡司委員からも質問がありました中小加工業者のHACCP、これの推進について、二つ併せて質問をさせていただきたいと思っております。

○政府参考人(佐藤一雄君) まず、漁港での荷さばき所などの衛生管理対策でございますが、やはり先生御指摘のように、水産物の輸出の促進あるいは輸入水産物に対する国際競争力の強化を図るためには、水産物の生産・流通拠点となります漁港におきまして衛生管理対策を、これをしっかりと進めていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

〔委員長退席、理事山田修路君着席〕

このため、これらの漁港の衛生管理対策といったしまして、まず、雨が降り、あるいは鳥のふんからまず水産物を守る、岸壁に屋根を付けるといったようなことが大事かと思っております。また、清浄海水の取水あるいは導水施設、あるいは温度

管理等が可能な密閉型の荷さばき所等の整備を行つているところでございまして、今後ともこれらの取組によりまして漁港の衛生管理対策を積極的に推進していきたいと、このように考えているところでございます。

○副大臣(齋藤健君) 水産加工業では中小企業が大変多いということでありまして、一方で、米国やEUなどは輸入の水産物についてもHACCPに基づく衛生管理を要求しているということでありまして、我が国も、輸出に取り組む水産加工業者に対して、まずHACCP導入のための研修会の開催や現地指導、いわゆるソフトな事業です、それに加えて、HACCP対応のための施設改修等の支援、ハード面での対応ですけれども、ソフト、ハードからきめ細かい対策を講じております。

また、水産物の輸出促進のためには水産加工施設のEU向けHACCPの認定の加速化、これ、ほかの国に比べて日本は先生おっしゃるよう遅れていると思っておりますので、加速化を図っていく必要がございます。このため、平成二十六年十月からは、これまで厚生労働省での認定ということに限られておったわけですが、水産庁も認定業務ができるように開始をいたしまして、現在までに八件の認定を行ったところでありますが、まだまだ加速化をしていく必要を感じておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○小川勝也君 それと併せて、養殖漁業のいわゆる環境問題についてお伺いをしたいと思っております。

これは、念のために申し上げますけれども、北海道の事業ではありませぬけれども、いわゆる一定の生けすの中で魚を飼養することによって、魚の量が多く、あるいは餌を多投することによっていわゆる生産効率を上げようとする企業努力が当然認められるわけでありまして、そのことによって、いわゆる生けすの下の環境が悪化したり、そのことをベラスにして魚が病気になるように薬の使用が増えたり、あるいは魚が病気になるという悪循環が起こつてきているというふうに把握

をしているわけでありまして。

これも様々な民間企業がやっていること、水産業者の業者がやっていることでありますので、指導の仕方は大変難しいわけでありまして、やはり安心、安全の養殖魚が食卓に上らなければなりません。あるいは海の環境もしっかりと保全をしていかなければなりません。

この養殖漁場における環境保全といわれる魚の安全管理についてどのような方策を取っておられるのか、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

○政府参考人(佐藤一雄君) お答えいたします。養殖漁場の環境改善を促進するために、持続的養殖生産確保という法律がございますが、この法律に基づきまして、漁協等が水質あるいは底質など養殖漁場の改善目標を立ててモニタリングを行うといった漁場改善計画を策定しているところでございます。

この計画の策定数でございますが、平成十五年は百六十二であったわけでございますが、平成十七年には三百五十四ということで増加しております。まして、全養殖生産量に占めるこの計画策定漁場の生産量の割合も、六〇％だったものが九二％というふうに向の上しているところでございます。これに伴いまして、環境を保全しつつ養殖生産を行うという意識が養殖漁業者にも浸透しまして、養殖密度を適正にするなどの取組が進んでいて、とこんなふうになっているところでございます。

また、養殖水産動物の治療に使用する抗生物質等の問題でございますが、この抗生物質等の水産医薬品につきましては、医薬品医療機器等法に基づきまして、用法用量あるいは休薬期間等の使用上の注意が定められておるわけでございますが、この遵守のために、養殖業者に対するパンフレットの配付、あるいは都道府県の担当者による巡回指導、講習会等の開催等を実施しているところでございまして、今後とも、この漁場環境保全施設、安全、安心な養殖魚の生産を進めるよう、しっかりと指導してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○小川勝也君 これは質問通告をしているわけじゃありませんけれども、査察をしたり改善命令を出したりする権限はどこにあるんでしょうか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 都道府県知事でございます。

○小川勝也君 都道府県と連携をして、食の安心、安全がより図られるように推進をいただければと思います。

数年前に、シラスウナギが不漁でウナギ屋さんが多数廃業が出るなど大変なニュースになりました。森山大臣の地元もウナギの生産で有名な地域であります。これ、ウナギを食べないとかは元気が出ないということでしょうか、昨今状況が少し改善をされたということで安心をしております。

ここ数年の出来事で、シラスウナギの不漁について学べたことがあるのか、発表できるかどうか、そして現状、この資源についてどのように考えておられるのか、今後大丈夫なのかどうか、御答弁をいただければと思います。

○政府参考人(佐藤一雄君) まず、ウナギの状況でございますが、先生の方から今お話がありました、我が国でのシラスウナギの採捕量でございますが、これはかつて、一九六〇年代後半でございますが、百トンを超える水準であったわけですが、百トンを超えて減少基調にございまして、近年では、二〇一〇年から二〇一三年度までの四年間続けて十トンを下回ると、このような状況になっているところでございまして、低迷しております、こういう状況でございます。

長期的に採捕量が減少している原因でございますが、明確な因果関係はまだ分かっておりませんが、シラスウナギや親ウナギの過剰な漁獲、あるいは沿岸域や河川等の生育環境の悪化、あるいは気候変動等による海流の変化等が指摘されているところでございます。

二〇一四年、平成二十六年の漁期の採捕量でございますが、これは十七・四トン、二〇一五年、平成二十七年の漁期でございますが、これは十

五・三トンということで、シラスウナギの採捕量は年ごとの海流の変化等により増減するものと考えておりまして、今言ったような数字をもって二ホンウナギの資源が回復したとこれを判断すべきではなく、資源は依然として低水準にあると認識しているところでございまして、このために、水産研究センターでシラスウナギの増殖に向けた取組について今対応しておると、このような状況でございます。

○小川勝也君 その報道のときに組織的な密漁についても取り沙汰されておりました。これは正式に確認されたんでしょうか。

○政府参考人(佐藤一雄君) シラスウナギの採捕につきましては、都道府県知事による許可制となっておりまして、許可を得た者以外は採捕できない、こういう制度になっているわけでございますが、漁船や特別な漁具がなくともいゆる川の河口で誰でも採捕することができ、採捕が夜中に行われるというようなことから、実際には許可を有しない者による採捕があるというふうに関いておりまして、こうしたものについては新聞報道等で何件か我々も承知しているところでございます。

いずれにいたしましても、私もといたしましては、昨年十月に都道府県に対して、都道府県の警察機関等の関係取締り機関と密接な連携を図り、取締りの徹底を期すよう要請しているところでございます。

〔理事山田修路君退席、委員長着席〕

○小川勝也君 引き続き、警察等と連携をして、密漁等が行われないように取締りをお願いをしたいというふうに思っています。

次に、東日本大震災から五年が経過をいたしました。福島第一原子力発電所の災害によりまして、水産業もたくさん被害を受けております。また、現在も大変つらい思いをされておられる方がおられます。

放射能汚染が理由で漁や流通が禁止されている魚種についてどのように変化をしているのか、お

伺いをさせていただきたいと思えます。海水、それから川等の内水面、お伺いをさせていただきたいと思えますし、特に、郡司委員の地元であります霞ヶ浦は豊穡の湖でありました。現在までのところどのようになっているのか、いゆる海、川魚、そして霞ヶ浦、三つに分けて御答弁をいただければと思います。

○政府参考人(佐藤一雄君) まず、海面でございますが、宮城県沖のクロダイ、そして福島県沖のクロダイとヒラメ等、福島県沖では二十八種が出荷制限の対象と相なっているところでござい

ます。また、内水面でございますが、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県及び群馬県の六県、九つの水系におきましてイワナなどの八種類が出荷制限の対象となっておりまして、そのうち福島県の新田川のヤマメにつきましては、出荷制限と併せまして採取制限が指示されているといったような状況に相なっているところでございます。

また、霞ヶ浦の漁獲の関係でございますが、霞ヶ浦につきましては、震災前は約二千トンの漁獲高があったわけですが、震災後の二十三年には千八百七十七トン、平成二十四年には六百五十六トン、平成二十五年は九百四十トン、平成二十六年は八百六十トンにとどまっていると、このような状況になっているところでございます。

○小川勝也君 これは御答弁いただけないかもしれませんけれども、一部解除になる魚種があったり地域があったりするんですけれども、川魚がなかなか解除されないというのはどういうことなのかというふうに思うわけですが、様々な科学的な知見を私が有しているわけではありませんが、川から流れて海にどんどんどんどん行って、それなのにそのイワナが食べられない、あるいは出荷できないというところで、どうしてなのかなというふうに思うわけでありまして、

長官も専門家ではありませんけれども、もし分かる範囲で御答弁いただければ、どういう困難な事情があるのか、教えていただきたいと思います。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今先生の方から御指摘いただきましたように、海水の場合には、言い方が適當かどうか分かりませんが、非常に広い範囲でございまして、こういったセシウムが薄まるといったようなことが言えるんじゃないかと思えますが、内水面につきましてはなかなかそこまではいかないというふうな、そういったような事情があるというふうに聞いておるところでございます。

○小川勝也君 いずれにしても、定期的に調査をして数値を見て、数値がある一定程度に下がれば出荷制限が解除されたりということが行われているんだらうというふうに思いますけれども、これはいゆる県をまたいで、あるいは流域をまたいで細やかに調査をされているということでしょうか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 原子力災害対策本部が平成二十三年四月に策定しました「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」という方針に基づきまして、関係県で先生今御指摘ありましたモニタリングを実施しているわけですが、なかなかこの関係県のみでは分析する件数には限界がございますので、私も水産庁では民間団体に委託しまして、関係県から送られてきました水産物の放射性物質検査、これを支援しているところでございます。

これまでのモニタリングでは、合計しまして、平成二十八年二月末現在でございしますが、約八万七千検体の検査を行ったわけですが、検査の結果、平成二十七年四月以降、国の基準値百ベクレルでございしますが、これを超えるものは海面では検出されておられません。また、内水面でも十四検体から検出されたということになっておりまして、水産物中の放射性物質濃度が低下しているというふうに考えているところでございます。

が、いずれにいたしましても、こうした情報を都道府県を始めとします関係機関と共有していきたいですとともに、早期の解除に向けて関係県と今後の調査の進め方についてまた調整して対応していきたいと、このように考えているところでござい

たいと、このように考えているところでござい

○小川勝也君 お取組に感謝を申し上げます。

何でもいから出荷しろというわけにはこれはいりませんので、きちっと科学的に調査をしていただいて、基準を満たしたものから出荷解除をしていただく、この取組が重要なんだろうというふうに思っております。

今日は北海道にこだわって質問をさせていただいて本当に恐縮でございますけれども、北海道の水産物で重要なアイテムに昆布があります。これは、日本料理の源になる京都のお料理も北海道の昆布がなければ立ち行きません。沖縄でも、儀間先生を始めたくさんの方に昆布を消費をしていたいております。

そして、その昆布のうまみがいいよ、まさに世界に飛び立とうとしています。アパングヤルドという言葉がいいかどうか分かりませんが、今までの型にとらわれずにいろんなおいしいものをフランス料理に取り入れてくださっているというふうに関いております。そんな中で、やはりうまみの代表は昆布のうまみ、これはまさに世界のキーワードになるんだというふうに思います。この昆布のうまみを北海道、日本からフランスや世界、これを発信するというのは、日本の国家戦略の一翼を大きく担っているのではないかとこのように思っております。

私も料理をさせていただきまして、昆布も、利尻昆布、羅臼昆布など使い分けをさせていただいたりしております。まさに日本人に生まれてよかったというふうに思っているわけでありまして、けれども、このおいしいさを世界の皆様にも分けて差しあげても一向に差し支えないと思っております。

昆布の世界戦略について農林水産省の御意見を伺いたいと思えます。

○政府参考人(佐藤一雄君) まず、我が国の昆布の輸出の状況でございますが、平成二十七年でこ

ざいますが、全世界に対しまして五百八十七トンほど輸出されておりまして、輸出額につきましては、二十七年でございますが、九億二千三百万程度と、このような状況になっているところでございます。主にこの輸出先といたしましては、台湾が七割強というような状況になっているところでございます。

それで、今先生のお話ございました昆布でございますが、やはりこの昆布のうまみというのは世界文化遺産に登録されました和食で非常に重要な位置付けを占めているというふうに考えております。やはり海外にも訴求力を持ちまして我が国が世界に誇れるものと、こんなふうに考えているところでございます。先般開かれました二〇一五年のミラノ国際博覧会におきましても、日本食、食文化を紹介する日本館が設けられたわけでございますが、やはり、うまみの特徴とする日本の和食文化がこの博覧会におきまして世界中に情報を発信したんじゃないかというふうに考えているところでございます。

いずれにしましても、こうした日本の昆布の魅力につきましまして様々な機会を捉えて海外への発信を図ることが重要と考えておりまして、今後ともこうした取組を通じまして昆布の輸出拡大につなげていきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

○小川勝也君 今、日本の家庭でも、昆布をしいて、あるいはカツオを混ぜていわゆる一番だしを取るという、この手間暇掛ける御家庭は大幅減っているんだというふうに思います。幸いにして今、顆粒の昆布だしというのは非常に優秀でございます。これはおいしい。これは二〇二〇年、たくさんの方々が日本に来ていただいたときのお土産にも最適だと思いますので、いろいろ御検討をいただければというふうに思います。

最後の質問は、いわゆる後継者あるいは新しく漁業に参入する者の確保の問題について質問をさせていただきます。大変な仕事だと思います。

大変な仕事です。大変困難だということふうに

思っています。そんな中で私は、数年前の予算委員会でも紹介をさせていただきましたけれども、大変ショッキングなせりふを紹介をさせていただきました。それは、先ほども質問をさせていただきました。日本とロシアとの間で漁業協約に基づいて日本の船が許可を得てロシアの海域で操業するという、そういう漁業があります。そのときに、ロシアの当局の担当官が日本の船に乗り組んで、漁獲量がしつかり守られているかどうか監視する係の人たちが乗り組みます。その乗り組むロシアの担当官は、日本の船はほろいから乗りたくない、これがロシアの担当官のせりふであります。先ほど来、こたわりますけれども、先進国だ、経済大国だということふにてもはやされて育った私にとつては大変ショッキングなワイドであります。

そして、今、日本の漁船は大小小合わせて大分船齢が高年齢化しております。これはゆゆしき問題だろうというふうに思います。大変厳しい環境の中で洋上で操業するわけでありまして、漁によって様々でありますけれども、行つてすぐ帰つてくる漁もあれば、何日も帰つてこない漁もあります。特に何日も帰つてこない漁において、どのような船で寝泊まりをし食事をするのかというのは非常に重要なことだと思います。

これは、今日は資料にして配ろうかと思いましたが、手持ちにしました。これが船の中のリラックスする場所でありまして、あるいはゲームやカラオケができる部屋を兼ね備えた北欧の船も出てきております。なかなか今漁船の政策は難しいところにいるのは私は承知をしておりますけれども、適正な就業者を漁業分野に確保しないと、やはり水産王国日本の水産漁業の将来も確保できないわけでありまして。これは喫緊の課題として御認識をいただきたいと思ひます。日本の将来の漁業の担い手を確保するためには、きれいな船、豪華な船、格好いい船でやはり操業できるといふ環境を整備していくのが私は重要な一つの考え方だろうというふうに思います。

新規の漁業者を確保するということと、漁船を

しつかり建造していける、それも北欧に負けないような立派な船を建造していくんだという意味で水産庁の心意気をお伺いをして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○大臣政務官(佐藤英道君) 委員御指摘のとおり、我が国の漁船は高船齢化が進んでおります。乗組員の確保の観点からも、居住性に優れた漁船の建造を促進する必要があると認識をしております。

こうした中におきまして、漁業構造改革総合対策事業におきまして収益性の向上の実証への取組を支援しておりますけれども、この中で、船室の大型化やIT化等を通じて居住性も改善された高性能漁船の導入が図られているところであります。また、TPP対策として、平成二十七年年度の補正予算におきまして、水産業の競争力強化緊急事業を措置し、改修した中古漁船又は新造漁船のリース方式による導入を支援することとしております。これによりまして、居住性の改善を図りつつ、漁船漁業の競争力強化を推進していきたいと思っております。

これらの事業の活用などにより、漁船の老朽化対策及び漁船の居住環境の改善を推進してまいりたいと思ひます。

○小川勝也君 今日はいろんな課題について幅広く質問をさせていただきました機会に恵まれました。この分野は基本的に応援団です。一緒にやはり前進をさせていただきたいという分野ばかりでありますので、しつかり応援をさせていただきますので、しつかり取り組んでください。

ありがとうございます。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。本日は、水産問題等に関する調査ということでありますけれども、まず、ちょっとこの等という言葉を免じていただきます。幾つか他の問題を切り扱っていただいて、その後水産問題をお伺いしていききたいというふうに思っております。

前回の質問のときに大分やり残しまして、一つは、今日お伺いしたいのは、輸出の促進、それから

日本の食文化、あるいはその日本食の魅力発信についてまずお伺いしていききたいというふうに思っております。

今日は、若林委員長の御地元長野県のまず話題からちょっと触れていきたいんですけども、委員長、質問できませんので代わりにお伺いしていききたいと思ひますが、先日、長野県育成のリンゴ、シナノゴールドがイタリア北部の南チロル地方で大規模商業栽培するためのライセンス契約を結んだと、このようなことが報道で発表されました。

このシナノゴールドというリンゴは、酸味と甘み、これが大変バランスがいいということで、日本のみならず海外でも大変人気が高い品種でございます。今までの契約というのは、この長野県とそれから現地の生産者団体、この間で今回結ばれたわけでありまして。二〇〇七年の十二月からはライセンス契約、最初のを結んで小規模に実験的にやってきましたけれども、今回はいいよよ全欧州の中で商業栽培を本格的にやつていこうというところで今回契約に至つたというふうにお伺いしております。

今日これ質問に取り上げましたのは、単純に、このリンゴの例えば果実ですとか栽培を輸出するという、そこだけではなくて、実は取組というのは大変戦略的な取組でありまして、当然この現地の生産者団体からは許諾使用料を得るということが契約の根幹なんですけれども、あわせて欧州に長野ブランドをしつかりと確立したいということはある意味組み合わせた、セットで今回契約の中に盛り込まれておまして、例えばこの品種、シナノゴールドを紹介するウェブサイトでとかパンフレットには日本の長野県が育成したという名前を例えは明記する、そういった形でこの長野の名前とともに売り込もうという取組、大変意欲的な取組なんです。

これは是非応援していただきたいんですけれども、一つ大きな課題がございます。それは何かという、果樹については、苗木から海外に出して

しまうと品種に関する知的財産権を守るのが極めて難しいという問題でございます。

もう委員の皆様はよくよく御存じだと思いますけれども、種子に関して言えば、種子の輸出ということであれば、長い時間を掛けて品種改良を行ったハイブリッドの種子、これ自体は二世代目以降有益な形質というものを維持できなくなりますので、たとえ農家が自家採種して、まいて使ったとしても基本的にはそのいい形質というのは使えないということになります。いわゆるメンデルの分離の法則が利いてくるわけですね。ところが、果樹の苗木に関しては、これ接ぎ木ですとか挿し木ということを行うことによって、基本的には優れた形質を維持したまま再生産が行われてしまふ、ある意味勝手に再生産される危険性が非常に高いところでございます。

こういう課題も含んでいるわけでありますけれども、果樹を含むこの日本の優良品種、これについて海外でどのようにして保護し、また活用していくのか、政府の御見解をお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(櫻庭英悦君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、長野県は、長野県が育成した品種の欧州でのブランド普及や許諾料獲得のため、イタリアの生産者団体とシナノゴールドの大規模商業栽培のライセンス契約をこの三月二十四日に締結したという具合に伺っているところでございます。

今御指摘がありました植物新品種の知的財産権の保護につきましては、植物新品種の保護に関する国際条約、UPOV条約と呼んでおりますけれども、その中で、新しい品種を共通の原則に従って知的財産権として保護することによりまして優れた品種の開発、普及を促進することを、これを目的としておりまして、我が国の種苗法もこのUPOV条約ののっとっているところでございます。

今ありましたように、UPOV条約では、果樹

等の永年作物につきましては、最初の販売から六年間過ぎますと、品種の登録要件の一つであります新規性要件を満たさないと定めておりまして、残念ながら若干時間がたつてしまつてこの品種登録はできないということになったところでございますが、このシナノゴールド、長野県が先方と協議を始めた時点で六年間が今申し上げたように経過していたため、欧州では品種登録ができませんでした。

しかしながら、今回、保護の方法として、長野県は、EU全域をカバーする商標権の取得によるブランド保護のほか、許諾契約に基づきまして許諾料や、日本へのシナノゴールドを輸出できない、つまり、収穫物輸出禁止ということの規定することによりまして知的財産権の保護と活用を図っていると聞いていますところでございます。

今後のことでございますけれども、農林水産省といたしましては、海外で我が国の品種の無断増殖を防止するために、保護を図る必要がある国や地域で品種の育成者が品種登録を行うことが最も重要だと考えております。

このため、今般、日本の品種の海外での品種登録を促進するため、日本における品種登録の審査結果を海外の審査当局に無償で提供することによりまして、当該国で日本の審査結果を活用することと栽培試験とかそういうのが短縮できますので、審査期間が短縮され、知的財産の保護の早期化や審査料の低減による早期の海外展開が実現すること、これを期待しているところでございます。

○平木大作君 今御答弁いただきました。基本的には、御説明いただいたとおり、UPOV条約に基づいてまずしっかりとこの権利を守っていくということであつたわけでありまして、

シナノゴールドに関しては、少し時間がたつていたからこの新規性の認定要件はちよつと満たすことができないということであつたわけでありまして、ここは長野県が、うまく個々の契約の中でしっかりと知的財産権を守りつつ、さらに長野ブランドの振興にもつなげようという意欲的

な取組をしていたいたわけでありまして。

これは非とも、一つは今言った基本的なUPOV条約に基づいた取組、国として支援していただきたいんですけども、これ六年というスパン、長いようで実は短いというか、品種改良していつて、いいのがたまにできた、国内でも大分売れた、だから、じゃ、そろそろ海外でも考えてみようかみたいな順番でやっていると基本的にはあつという間に過ぎてしまふものでありまして、ある意味作る段階から輸出戦略みたいなものでしつかりと視野に入れてやつぱり取り組むようにこれを促していただくことがまずは大事だということに思っております。

そしてその上で、たとえ新規性の要件を満たしていなくても、今回の長野県の取組みたいに、個々の契約の中で、例えば、じゃ、どうプラスに転じていくのか、こういうやり方もいろいろあるわけでありまして、是非ともこの辺、各県任せあるいは各地域任せではなくて、国としては是非支援していただきたいと思ふんです。

そして、これに関連してなんですけれども、調べてみますと、知的財産権、これを戦略的に活用した農林水産物に関する特許料収入というのが二〇一三年で百五十九億円ということでございます。これ、まだまだ伸び代のある数字なんだろうなというふうに思っているわけですが、昨年、農林水産省は知的財産戦略二〇二〇というのを策定されて公表したわけでありまして。この中には、例えば知的財産戦略という、地理的表示の活用ですとかあるいは海外市場における模倣品対策とか、こういったもののいろいろあるんですけれども、その中に今取り上げました種苗産業の競争力強化ということも記載されているわけでありまして、

そこで、お伺いしたいんですけれども、この知的財産戦略二〇二〇、この中で、このそもそもの意義、具体的な取組をちよつとお伺いしたい。大きな戦略でありますので、今お伺いした特に種苗産業の競争力強化というところに沿つて、もし具体的な例ですとか取組ありましたら御紹介を併せて

いただきたいと思います。

○政府参考人(櫻庭英悦君) お答え申し上げます。

今御指摘がありましたように、知財戦略二〇二〇には八つの柱がございます。その一つが種苗産業の競争力強化でございます。例えば、これに基づきまして、ASEANプラス日中韓によりまして、東アジア植物品種保護フォーラムを通じて植物品種保護制度の整備拡充や育成者権侵害対策の強化に取り組んでいるところでございます。さらに、今般のTPP協定によりましてUPOV条約の締結義務が規定されたことを踏まえまして、本フォーラムの活動においては、各国における品種保護制度の整備状況や権利侵害等に関する実態調査、法整備支援等を加速していく予定でございます。

また、我が国の種苗産業は高い技術力を有しております。様々な主体が優良品種を供給しております。この中で、農林水産省では種苗の輸出促進を図るため、海外から求められている様々な種子の病害検査がございまして、それに対応できるシステム構築を図り、輸出環境の整備を中心に取り組んでいるところでございます。

今後とも、グローバル化の進展を踏まえまして、我が国種苗産業の国際競争力を図るため、育成者権の活用や海外展開の促進等に係る種苗産業の底上げ策を検討してまいりたいと思つていところでございます。

○平木大作君 今具体的にいろいろ御紹介をいただきました。

例えば、東アジア植物品種保護フォーラム、こういうしつかりと知的財産権を守るためのルール作り、ここをしつかりと日本が東アジアの地域において主導していくというお話ですとか、あるいは産業自体のそもその底上げをしつかり取り組んでいくんだというお話もありました。また、品種保護Gメンのような、いわゆるDNA検査みたいなものをしつかり使いながら水際で止めるようなこともやって、実際に効果が上がっているとい

うふうなお話もお伺いした次第であります。

私、今日あえて申し上げたいんですけれども、この知財、本気で守ろうとしたら、やっぱりこれは国としても大分力を入れていたかなければいけないんだろな、少なくとも、一つは水際で止めるということだけでなくて、海外での活動みたいなものもしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

例えば、先ほどの果樹ですね。本当にこれ勝手に再生産されないのかみたいなことを考えたときに、やっぱり心配、幾ら契約で縛っていても大丈夫かなという心配点、懸念点というのが残るわけがあります。

この辺で、じゃ、グローバルプレーヤーってどういうことをしているのかなということを自分なりにちょっと調べてみたんですけれども、この種苗業界において大きな存在感を持っているのがモンサントであります、このモンサント、何やっているかという、種子ですから基本的には権利守りやすいんですけれども、その中においても、例えば実際にコピー種子、勝手に契約を超えてこのモンサントが最初に出した種を再生産しているような業者を見付けた場合、農家を見付けた場合には、これはまず調査員を雇って、そういうことをしている人がいないかというのを世界中で活動させていまして、もし見付けたときには使用をやめさせる。いわゆるこれモンサントポリスと言われているらしいんですけれども、こういうことを実際に一企業でやっている。

巨大資本だからできるところがあるわけでありますけれども、国としても、そういう意味でいくと、ちゃんとこういう契約が守られているかどうかというのを海外においても実地調査みたいなことをある意味支援していかないと、なかなか権利保護できないんじゃないかなというふうに思っております。

ついでに、おまけになるんですけれども、このモンサント、創業家、モンサント家が創業一からしゅんですけれども、家紋にラテン語の格言が刻

まれているようでありまして、何て書いてあるかというと、イン・ベッロ・クイエスと。意味としては、闘争を経て静寂を得るということらしいんですけれども、要するに、徹底的に競争して勝つたら最後は自分たちが安定した市場を得るというふうに解釈できなくもないというか、大変な異形の格言も持っている、そういうプレーヤーが実は世界中でばっこしているという状況なわけがあります。

この種苗業界における激しい競争、モンサントだけではなくて、例えばデュポンですとか様々な大手のグローバルなプレーヤーがいます。その中において、日本にも規模はそこまで大きくなくても本当にきりと光る技術を持ったところというのはたくさんあるわけでありまして、こういったところをしっかりと支援していただけたらというふうに思っております。

また、大手の中でもう一点だけ付け加えさせていただきますと、最近ではスイスのシンジェンタですね。ここは今年の二月に実際に、中国の中国化工集団ですか、これが四百三十億ドルで買収というニュースが飛び込んでまいりました。これ、承認されるかどうかということ自体がまだ分からないのでありますけれども、五兆円の規模ですね、四百三十億ドルというところ。

大変な今国際的な競争が繰り広げられているわけでありまして、政府として、この激化した競争の中で戦略面での後押し、しっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

もう一問続けさせていただきたいと思うんですが、こちらは今度はちょっと話題を変えまして、現在、海外の日本料理店ですとかあるいはすし店で働く日本食料理人の知識あるいは調理技能、こういったものがちゃんと一定のレベルに達しているかどうかということを確認する制度を今政府の方で検討されているというふうにお伺いをいたしました。これについて、実はかつて同様の制度が検討されたということも併せてお伺いしまして、そのときにはどうも、これは日本政府による自由

な競争の阻害、すしポリスだと。何か今日、私の質問の中にはポリスばかり出てくるんですけれども、このすしポリスだという批判があつて断念したということも同時に伺いました。

そういったところで、今回、今検討している制度のそもそもの狙い、それから普及、定着に向けて具体的にどのような取組をされるのか、これについてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(櫻庭英悦君) お答え申し上げます。

十年ほど前、政府がやるということで、すしポリスと言われましたけれども、私、そのときの担当課長でございましてしっかりと覚えておりますので、そうならないような仕組みを今回検討しているところでございます。

まず、日本食というのは生ものの取扱が多い料理であるということ、したがって、食品の衛生管理や調理方法に関する知識がないと、これは非常に重大な事故を起こす可能性があるという具合に認識しております。また、今御指摘のとおり、日本食レストランって海外で急増しておりますのでございまして、このような知識や技能を習得していない料理人が実際調理をしている例も見受けられているというところでございます。

このような観点から、日本料理に関して適切な知識・技能を有する海外の日本食料理人を育成し、海外において日本食、食文化と日本産食材の魅力を適切かつ効果的に発信する必要があると考えておりまして、このため、海外の外国人日本食料理人の日本料理に関する知識及び調理技能が一定のレベルに達した者を民間団体等が自主的に認定できるような仕組みを導入することとしております。平成二十八年度からでございますが、この仕組みの運営が開始されるよう、現在ガイドラインの策定を進めているところでございます。

今後、官民が連携して周知や掘り起こしを進めることでこの効果的な普及、定着を図り、日本食、日本食文化のブランド力の強化につなげてまいりたいと、かように考えている次第でございます。

○平木大作君 私この委員会の中で度々、海外の日本食レストランが、大分ある意味基本の部分がないようなおかしな日本食レストランがあるんじゃないかということを指摘して取り上げさせていただいていたわけでありまして、日本のも、それにひとつ日本発でしっかりと、日本のある意味調理法ですとか今御紹介いただいた衛生管理の在り方ですとか食文化、こういったものも含めて、これは大きな意味で輸出につながるものでありまして、是非力を入れて取り組んでいただきたいんですけれども。

一つだけ、まず、懸念点というか、お願いをしておきたいんですけれども、今回の制度、これ今民間団体がつくっていくことを御紹介いただいたんですが、今私が伝え聞るところによりますと、基本は外国人の日本食料理人に対する制度だというふうに認識をしております。是非、海外で活躍している日本人の、日本食料理人の差別、いわゆる逆差別ですね、みたいなものにつながらないように、これだけはしっかりと念頭に置いていただきたいなというふうに思います。

私も海外に住んでいたときに、日本食の若手の料理人さんで現地で頑張っている方、大分お会いしまして、結構いらつしやるんですね。やっぱりこれは、日本人から見れば日本人とすぐ分かるんですけれども、そうじゃない地域の皆さんから見ると、彼は日本人だからきつと基礎でできているんだらうみたいなことって、なかなか自明のことではありませんが、しっかりとこういった方たちの腕前みたいなものを見ていただきたいな。どうもゴールドとかシルバーとかいろいろ認定の在り方を今検討されているようでありますけれども、その上にマイスターみたいな、是非、一流の腕を持っているということ、日本人も逆差別にならないような形の制度、ガイドラインを作ったいただきたいなというふうにお伺いしたいと思います。こういったものというのは、実際に現地、それぞれの地域の中である程度認識されて定着しないともそも意味がないわけでありまして、そういう

意味では、地道にちよつと時間を掛けて取り組んでいただくことだと思つていまして、私、こういう認定制度、大いに結構だと思ふんですけれども、同時にいろんなものを走らせていただきたいと思ひます。

今日はちよつと時間の関係でもう質問はしませんが、その意味で、この競技会、コンペティションをうまく活用するというのは大変有意義だといふふうに思つております。いわゆる競技規則ですね、ルールの部分にしっかりと先ほどの衛生管理ですとかそういったことを盛り込んで、そのルールにしっかりとつた形でそれぞれの料理人が腕を磨いて競い合うという、こういう場を是非、情報発信ですとか文化の普及といったところでも活用しない手はないんじゃないかなというふうに思つております。

これ最近報道で出たんですけれども、昨年十一月に開催をされました初のすし職人の世界大会、グローバル寿司チャレンジというのがありました。これ、世界十四か国・地域から総勢百八十六人が参加したというふうにあります。記事では、頂点に立ったのは日本人だった。うれしい話だなと思ふんですけれども、その後を見てちよつとあつと思つたんですけれども、主催は国内の民間団体とノルウェー政府であります。ノルウェー政府は別に決して間違つたすしの文化を広めようとしていてということではなくて、本当に極めて戦略的なやり方でありまして、結局は自国産のサーモンの輸出につなげたいということまで視野に入れた形での競技会の主催になるんだというふうに思つております。

その意味で、こういうところを是非日本政府もいろんな場面活用していただいて、必ずしもこれ予算をたくさん積みばいいということではなくて、まさに知恵で勝負できるところだと思つておりますので、是非積極的に取り組むいただきたいとお願ひをしたいと思います。

残りの時間で水産政策についてお伺ひをさせていただきますというふうに思います。

世界中の水産消費量、大変増加している中において懸念の声もたくさんあるわけでありまして、乱獲ですとか資源の枯渇、あるいは環境破壊、こういったことが指摘されているわけでありまして、こういう中において水産日本の復活に取り組むわけでありまして、これはやはり持続可能な水産資源の利用ということが一つ大きなテーマになるわけでありまして。

当然、周辺水域における水産資源の適切な管理ですとか利用、これ取り組むのは当然のことなんですけれども、同時にやはり、これは今大変存在感が増しております養殖業、これについても持続的な発展を促す、そういったいわゆる政策をしていくことが大事であるというふうに思つております。

養殖は今実は大変進歩が著しい分野でどうもあるようであります。早く育つて、しかも病気にでもなりにくい、こういう魚種の育種競争というのが大変活発化しているようであります。

我が国の養殖でいきますと、例えばブリですとかマダイ、クロマグロ、こういったところが有名なわけですが、海外、先ほどもちよつと触れましたけれども、例えばノルウェーですと、サーモンについて育種競争、大変厳しいものがありまして、今や天然のサーモンの倍の速度で育つ、そういった魚種も実際に開発をされているようであります。

そうすると、これ、同じ期間育成したとして、いわゆる生産量として倍確保できるということですね。かつ病気に強い品種を作っているということとは、倍作つて、さらに歩留りを高くしているというところであります。これももうほとんど工業製品のような競争が実際に進んでいるわけでありまして。

こういう中において、日本におきましても、水産総合研究センター、ここの増養殖研究所などが育種戦略に基づいて取り組んでいるんですけれども、実際海外に比べるとちよつと遅れているんじゃないかという懸念の声もお伺ひしました。

そこで、質問に移らせていただきますが、日本の養殖業が置かれている競争環境についてどのような見通しを持っておられるのか、また、政府として育種も含めてどのような支援に取り組んでいかれるのか、政府のお考えをお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(森山裕君) 平木委員にお答えをいたします。

我が国の魚類の養殖業は、配合飼料の価格の上昇等によりまして経営が大きく圧迫されている状況にあると認識をしております。このため、成長性や耐病性に優れた増肉係数の低い品種の作出が我が国養殖業の競争力強化にとつても重要な課題ではないかというふうに考えております。

これまで農林水産省及び水産総合研究センター等において、ブリ、ヒラメ、トラフグ等を対象として優良な形質を持つ品種の作出に係る研究開発を進めてきたところであります。具体的には、平成二十五年七月に、ブリの体表に付着する寄生虫、ハダシから身を守る遺伝子の存在を初めて証明する等の成果を得ております。現在、こうしたブリの遺伝情報を利用して病虫害に強いブリを育種する技術開発を行っているところであります。

さらに、TPOP対策として平成二十七年補正予算に盛り込まれました革新的技術開発・緊急展開事業において、ブリなど輸出の拡大や高い競争力が期待される養殖魚種を対象として、成長性や耐病性、また増肉係数の低い優れた形質を持つ品種の作出を進めていくこととしております。

農林水産省としては、今後も養殖水産物の育種に係る研究開発を積極的に推進をさせていただきまして、我が国養殖業の競争力の強化につなげていきたいと考えております。

○平木大作君 是非お願ひしたいと思ひます。

朝日新聞の二月十四日付けでも紹介されていたんですが、先ほどの増養殖研究所の方が、実際に日本の研究センターにおいては、大体、例えばブリの育種をするときに数千匹単位でやっていると聞いておりますけれども、中国に行つて見て

みたら、コイの品種改良に数万匹単位と、ちよつとオーダーが違う単位でやっていたというのを見て大分危機感を覚えたというコメントも出されておりました。

そういった意味で、本当に政府としてこの育種、しっかりとまずは御支援いただきたいということをお願いしたいと思います。

そして、増養殖ということに関しては、やはり先ほど申し上げたように、世界的に規模と投資のどうしても競争になっている面が否めないわけでありまして、こういう中において養殖業を営まれる皆さんの中にも、やっぱりこれ、法人化を進めて効率化をもつとつと経営の中に取り込んでいかなきゃいけないという御指摘ですとか、あるいは生産規模拡大、新規参入、こういったものも国としてある程度促していく必要があると思ひます。○政府参考人(佐藤一雄君) 平木先生の御質問にお答えします。

まず、我が国の養殖業の中で、近年、経営体数や生産量が増大しておりますクロマグロの養殖でございますが、この場合につきますと、大型の生けすを多数使用することなどから法人の参入というものが進んでおりまして、クロマグロの養殖、全部で九十五経営体ございまして、その七割の六十五経営体が会社経営ということになっております。

また、魚類養殖のうち生産量が最も多いブリ養殖でございますが、これにつきましては、六百三十二の経営体がございますが、そのうちの四割の二百六十五の経営体が会社経営と、こういうふうになつておりまして、大手水産会社の系列会社の参入によりまして大規模な養殖が進められているといったような例もあるところでございます。

全体的なことを申し上げますと、二〇一三年の漁業センサスによりますれば、魚類養殖全体の中に占める会社経営体の割合は三五%ということになります五百五十六というふうになっておるところでございます。

います。

私どもといたしましては、御指摘のように、養殖業の活性化を図っていくために、会社経営体におきましても、漁業共済の仕組みを活用した経営安定対策、あるいはいわゆる漁業収入安定対策、積立ぶらす、こういったもの、あるいは養殖用配合飼料の価格高騰に対するコスト対策、漁業経営セーフティネット構築事業、あるいは新たな養殖施設の取得等に活用できる長期低利の漁業近代化資金等、こういったものを措置するといったようなことで養殖業の支援施策を展開しているところでございます。

○平木大作君 最後の質問に移りたいんですけども、この養殖に関しても、例えば自然環境で何とか資源保護、こういったものに配慮して作られたものを積極的に使っていくじゃないかという流れが少しずつ国内でも広がっているようであります。

例えば、経営するレストランには、ちゃんと環境に配慮した作り方をしているかどうか、第三者の認証を取ったところから仕入れるように切り替えていくという流れですとか、あるいは大手スーパーでも、天然資源を傷めないように卵から人工で育成した完全養殖のものは、これ環境に優しいものですからといって、普通のものよりも一割、二割ぐらい高い値段で売っている、でも売行きは上々というような声も一部聞かえてきております。

海外では、ASC、水産養殖管理協議会ですとか、こういった認証機関が十分認知をされてきているようなんですけれども、この点、資源保護認証への対応、政府としてどのように取り組まれるか、最後にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今先生から御指摘ございましたASC、水産養殖管理協議会というところが、平成二十二年、二〇一〇年にオランダで設立されました、同協議会のホームページによりますれば、現在、全世界で二百三十の養殖場でASCの認証が取得されております。我が国で取得

したものは一例という状況になっているところでございます。

我が国におきましても、養殖水産物のエコラベル認証制度としてAEL、これエルと呼んでおりまして、アクアカルチャーエコラベルというふうと呼んでおりますが、これが平成二十六年、二〇一四年に日本食育者協会により設立されております、この認証を受けている養殖場というのは今のところ二つにとどまっていますところでございます。

我々もいたしまして、この水産エコラベルの認証につきまして、やはり持続可能な養殖生産の確保に資するものでございますので、私どももいたしまして、関心を持って今後の普及あるいは定着等の動向について十分情報収集していきたいと、このように考えているところでございます。

○平木大作君 ありがとうございます。

今御紹介いただいたように、このASCについてもまだ国内では一件だけということで、始まったばかりなわけでありまして。こういった国際認証という点、いつもグローバルスタンダードができ上がっていて、それにどう対応するのかという話が多いわけですから、事この分野に関してはまだ始まったばかりであります。是非、日本がこういった認証の制度、ルール作りの部分でリードできるようにお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(若林健太君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、長谷川岳君が委員を辞任され、その補欠として渡邊美樹君が選任されました。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。ちよつと時間切れでやり残しているものもありまして、そこから幾つかやりたいと思います。

まず、豪雪被害についてお聞きします。

本年一月に、関東一円で大雪によって農業用ビ

ニールハウスが倒壊する被害が発生しました。ある農家の方は、朝七時に見回りをしたときにハウスはちゃんと建っていたが、その後行くと潰れていたというふうに言っています。一月十七日夕方から降り出した雪が十八日の朝方にはみぞれや雨に変わって、雨で雪の重みが増したために倒壊したと思われるわけです。二〇一四年の大雪で再建したばかりのハウスが再び崩壊したところもあります。ここ近年の異常気象で、豪雪被害だけではなくて、竜巻でビニールハウスが倒壊するという被害も発生しています。

二〇一四年の豪雪の被害に際しては、農林水産省としてハウス費用の五割、県と市町村で四割つまり九割の助成を行ったこともあり、農家からは、直後はどうしていかもう途方に暮れていたと、しかしながら農業を続けていこうと意欲が持てたということで歓迎する声が出ました。

今回、被災農業者向け経営体育成支援事業、これが発動されておられません。後継者のいない農家は再建する気持になれないという声も出されています。なぜこれ発動しないのでしょうか。

○政府参考人(奥原正明君) 災害対策の関係でございます。

今御指摘ございました被災農業者向け経営体育成支援事業でございますけれども、この事業は、過去に例のないような気象災害が発生した場合に発動する、こういった事業になっております。

御指摘ございましたように、二年前、平成二十六年二月の大雪の際には、通常降雪量の少ない地域を中心にしたしまして、地域の基幹産業であります農業が壊滅的な被害を受けたということに鑑みまして、産地の営農再開、それから食料の安定供給に万全を期すという観点で特例的な措置を講じたところでございます。その際、この大雪被害を踏まえまして、災害対策の基本であります園芸施設共済、これにつきまして拡充を図っております。具体的には平成二十七年二月に、耐用年数の見直しですとか、それから補償額の引上げ、こういった補償内容の拡充を行いまして、被災した

施設の再建に万全を期すことにしたところでございます。

一方で、今回の大雪による農業ハウスの被害は、全国で被害額が三十二億円というデータになっております。二年前のときは被害額が全国で千二百二十四億円ございました。こういった被害の状況、共済の拡充ですとかこれまでの災害における対応状況、こういったことを勘案いたしまして、今回につきましては本事業を発動する条件はないという判断をしたところでございます。

○紙智子君 園芸施設共済をやったという話があるんですけども、共済を拡充したからこの被災農業者向けの経営体育成事業は使わなくていいんだというふうに関係するんですけれども、気象条件ですけれども、経営体育成支援事業実施要綱で、今局長も紹介されていますけれども、こういったふうな定めているわけです。被災農業者向け経営体育成支援事業は、過去に例のないような甚大な気象災害等により、担い手の農業経営の安定化に支障を来す事態が発生しており、特に緊急に対応する必要があると経営局長が認める場合というふうになっているわけですね。

そこでなんですけれども、過去に例のないような甚大な気象災害等というのは一体何か、この定義について説明をいただきたいということ、それからまた、担い手の農業経営の安定化に支障を来す事態というのはどういう意味なんですか。

○政府参考人(奥原正明君) この被災農業者向け経営体育成支援事業、この基準でございますけれども、今御指摘ございましたように、過去に例のないような気象災害が発生すると、それによりまして国として特に緊急に対応する必要があるような場合、これに限って発動するということになつていくわけでございます。

この発動に当たってはの基準となる被害額ですとかあるいは定義等、これは具体的に決めているわけではございませんけれども、これまでの災害におきましては、台風等により農地あるいは農業施設等に甚大な被害が生じて、激甚災害に指定され

というケースがございます。この激甚災害に指定をされて、かつ農業用のハウス等の被害額が相当な規模になるといった場合に一つ発動しておりますし、大雪の場合には農地ですとか農業施設等の被害が基本的には余りございませんので、激甚災害という指定には基本的になりませんけれども、大雪につきましても、農業用のハウス等の被害額が相当程度に達した場合、この場合にこの事業を発動してきたところでございます。

こういった意味で、個々の災害ごとの被害の状況等を勘案して判断すると、こういうことになっているわけでございます。

○紙智子君 今のお話でも、特に定義はないという話で、いろいろ判断しているということなんだけど、甚大な気象災害を判断するのは結局のところ経営局長なんですね。

発動基準が実態に合っていない、あるいはハードルが高いという受け止めがあるわけです。実際に受けた被害は二年前とも余り変わらないと、受けた被害者は変わらないわけです。前回被害に遭って、また遭り直して、さあ頑張ろうと思ったやさきにまた被害を受けるということですから、ダメージは個々、受けた被害者から見ると変わらないわけですね。それで、やっぱり農業に対しての農林水産省の、そういう意味では、何をもって判断して支援しなきゃいけないかという判断、農水省の姿勢が問われる問題だというふうに思うんですね。

そこで、大臣、これ局長の判断でというふうになるんだけれども、局長に任せておいていいんでしょうか。

○国務大臣(森山裕君) 局長を信頼しておりますから、任せていいのと言われれば、任せていいと思っております。

ただ、先生がおっしゃいますように、大きな、たしか平成二十六年の大雪のときには全国で千二百億円を超えるぐらいの被害額だったと思います。今回はそれに比べると非常に少額ではありますが、今委員がおっしゃいますとおり、農家にし

てみると、全体の金額が多かるうが少なかるうがは余り関係がなくて、農家としてどういう被害を受けたかというところが非常に大事なことだというふうに思っております。

今回の被害に際しましては、まず、共済の支払をスピーディーにやるということ、損害評価が完了したのから順次共済金の支払に努めていくところでございます。また、融資の問題につきましても、政策金融公庫の長期低利の融資による支援をさせていただくべく対応しております。

また、今回の被害を契機として、収益力強化に取り組む産地に対しては、産地パワーアップ事業により、パイプハウスの導入に必要な資材に要する経費を支援をするということが可能でございますので、そういう対応もさせていただきたいというふうに思っております。

こうした対応を通じて、被災産地における速やかな営農再開を図ってまいりたいと考えております。

○紙智子君 近年、異常気象が言われて、大雪だけじゃなくて、竜巻の被害なんかも局地的にそれこそ出ている、発生しているわけです。それで、激甚災害でも局地激甚というのもあります。

前回の被害で農林水産省がつくったいい制度があるわけですね。それで、発動条件で被災者を縛るということではなくて、やっぱり被害の実態に合わせて、せっかくつくっている制度があるわけですから柔軟に活用するようにすべきじゃないのかなというふうに思うんですね。もう一回、大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(奥原正明君) 災害対策につきましては、それぞれの災害ごとにやはり被害の対応等もいろいろ異なっておりますので、その災害の特性を踏まえまして適切な対策を講じてまいりたいと考えております。

○紙智子君 やっぱり今ある制度を被災者に合わせて柔軟に発動すべきだということを再度求めておきたいというふうに思います。

それで、今のままでいきますと、やっぱりもう

二重に被害を受けている方もいらっしゃるわけ、産地の縮小も懸念されるわけです、もう続けられないと。地域農業を支える農家が再建できるように、地方自治体あるいはJAなんかもそういう意味では何とかしなきゃいけないということ、支援も始めているわけですね。

産地パワーアップという話も先ほどされたんですけども、これT P P対策の目玉ですよ、言ってみれば。そうすると、T P P対策が自然災害対策と一緒に、一緒でいいのかなというのがあるわけで、やっぱりそういう意味では、今ある制度を柔軟に活用して産地の縮小を防いで、地域の農業を支えるということを強く要求しておきたいというふうに思います。

それから次に、T P P協定による農林水産物への影響試算と食料自給率についてお聞きをいたします。

農水省の試算の結果なんですけれども、関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じる、国内対策により国内生産量は維持される、食料自給率もカロリーベースで三九%、生産額ベースで六四%が維持されるということです。国内生産量が維持されるということですから、これ国産が輸入に置き換わることはないけれども、安い輸入価格に引きずられて価格は下がるんだというふうに言うわけですね。

国産と置き換わらないから輸入量は増えないということなんでしょうか。

○政府参考人(佐藤速水君) お答え申し上げます。

今回の農林水産省の試算におきましては、交渉で獲得した措置とともに、体質強化対策、経営安定対策などの国内対策によりまして、先生御指摘のとおり、国内生産量が維持されると見込んでおります。

一方で、内閣官房が行いました今回の経済効果分析におきましては、農林水産省の試算で得られました国内生産の変化率、すなわち国内生産量が維持されるのの結果を外生投入をいたしまして、

経済全体の内外の需要増加ですとか貿易変動も含めて推計をしたというふうに承知をしております。

このG T A Pモデルの中におきまして、実質G D Pの増加等によりまして需要拡大から輸出入の増加もあり得ますけれども、そのことは農林水産物の国内生産量が維持されるという前提に影響を与えないというふうな承知をいたしております。具体的に申し上げますと、国内生産量が維持される中にあつても、G T A Pモデルにおきましては、品目によってはT P Pによりまして実質G D Pが増加することで需要が拡大し、輸入が増加することはあり得るといふふうに考えてございます。

○紙智子君 輸入量は増えないんですか。

○政府参考人(佐藤速水君) 今回のG T A Pモデルにおける経済効果分析におきましては、農林水産省で分析をいたしました、国内生産量は変わらないと、こういう分析結果をこのG T A Pモデルの方に外生投入をいたしました。

それで、内閣官房の方でこのG T A Pモデルを回して計算をした結果でございますけれども、そのモデルの中で、実質G D Pが増加いたしますと、需要拡大がいたします。そうしますと、輸出入の増加もあり得るといふことではございますが、今回のG T A Pモデルでは個別の産業ごとに輸出入がどうなるかというような分析はいたしておりませんので、輸出が増加するかしないかはこのG T A Pモデル上からは今回は分からないということでございます。

○紙智子君 分からないというふうにおっしゃるわけですよ。もう聞いていても全然分からないですよ。だって、言う人自身が分からないと言うわけだから。

それで、輸入量は増えないなんというのは本当おかしな話で、大体、オーストラリアにしてもニュージーランドにしてもアメリカにしても、日本に輸入を増やせるから、輸出はいっぱい出せるから、だからT P Pに合意したんだと思いますよ。

実際に報道でも、アメリカの畜産業者は今回のTPPで日本に輸出を増やせるといって歓迎しているわけです。

そこでなんですけれども、過去に締結したEPAにおいて、関税削減、関税制当て設定を行った品目の輸入金額や輸入量がどうなっているかということなんです。日本が過去に締結したEPA、十四ありますが、例えば、二〇〇八年に発効しているEPAは日本とインドネシア、ASEANなど四つあるんですけれども、輸入額で見ると、発効前は、二〇〇七年は一兆八千八百八十七億円だと、二〇一四年には二兆三千三百五十七億円ということで、三千四百七十億円増えているわけですね。十四のEPA全体で見ても全て輸入額が増えていると。

国別で言いますと、メキシコですけれども、輸入額は五百六十七億円だったところから一千四十四億円に増えています。関税制当てとなつて牛肉で見ると、牛肉の輸入量は、EPA発効前は、二〇〇四年のゼロだったのが、二〇一五年には一万二千トンに増えていますが、豚肉は、二〇〇四年、三万二千七百トンだったのが、二〇一五年には六万九千六百トンに増えていると。

業者や事業者から見ると、牛肉や豚肉を輸入するときに、一ドル九十円とか百円とか前提にして経営戦略や営業の戦略を立てると思うんですね。業者は、関税制当て数量とかその枠内の税率を見ながら調達する国を選んだと思うんですよ。どこが自分にとってもうけになるかということ国を選ぶと思うんですね。

過去のEPAを見ると、市場取引の結果、輸入額、輸入量は増える傾向にあるんじゃないですか。○政府参考人(大澤誠君) 事実関係につきまして、まず御説明させていただきます。

過去のEPA、先生のおっしゃるとおり十四ございいますけれども、それぞれにつきまして我々もいろいろと調査をいたしておりますけれども、特に、まず輸入額につきましては為替の影響というのが非常に大きくございいます。為替も、二〇一五

年ベースでいきますと、日銀の資料によりますと百二十一円ということでございますけれども、例えば二〇〇九年では九三円、二〇一〇年では八十七円七十七銭、二〇一一年には七十九円と、二〇一二年も八十円を切っているということでございますので、この影響というのがをまず見なければいけないというふうに思っております。

それから、基礎的な農産物につきましては特にそうなんですけれども、二〇〇八年に非常に食料価格の高騰というのがございました。それから一旦落ち着いた見えておりますけれども、基本的に二〇〇〇年代の前半に比べますと、押しなべて基礎的な食料品の国際価格は上がっているという状況でございます。ですので、同じ量を買っても、それは金額ベースでいきますと高く付いてしまうということも考慮しなければいけないというふうに考えてございます。

我々もいろいろ、どう評価するかというのは難しいんですが、輸入額につきましては、まず十四のEPAにつきまして、直近五年間、二〇一〇年と二〇一四年を比べて、それぞれの国のシェアが増えたか減ったかというのを調べてみました。増えた国が七か国・地域、それから減った国も七か国・地域というところでございまして、増えたところだけを見ればそれはやっぱり増えたんじゃないかというような考えもあるかと思えますけれども、同時に、同じ数の国だけその国のシェアが減っているというところで、いろいろな状況が関係しているのではないかとこのように考えております。

それからあと、輸入量につきましても、これも国によりいろいろございまして、先生の御指摘のとおり、増えている国もございいますけれども、例えば豚肉についていいますと、これまでメキシコ、チリ、ペルー、豪州との間で一定の関税制当てを設定してございますけれども、メキシコからは増えておりますが、チリ、豪州は、同じ仕組みを取っているにもかかわらず、輸入量は締結以降減少しております。それから、ペルーのように動物検疫の問題がありまして関税設定をしても変わ

らないという国もあります。

そういうような問題も関係するのではないかとこのように思っております。我々といしましては、輸入量、輸入額共に、景気の動向、為替の変動、毎年の生産状況などいろいろな要因で変更するということで、一律に判断することはできないのではないかとこのように考えているところでございます。

○紙智子君 何回聞いても、EPAによってどういふふうに日本が影響を受けているのかなという、聞いても全然分からないわけですね。やっぱり一般論的にやるんじゃないかと具体的に検証することが必要だと思うんですね。

過去締結した十四のEPAで輸入額も輸入量もこれは増えている、これ資料をもらったのを見ますとそういうふうになっていると。今度は、TPPの場合は関税削減ですから、関税削減の結果、日本の業者は安い牛肉や豚肉を調達しやすくなる。一方で、アメリカやオーストラリアの業者は輸出しやすくなる。それなのに生産量は維持される、食料自給率は維持されるというふうに言われても、これ全然理解できないんですね。

関税の引下げが農林水産業の生産量や食料自給率にどう影響するのか、この今の説明だったら全然検証できないじゃないですか。本当、検証しない方がいいんですね。

○政府参考人(大澤誠君) 先生、農水省からの資料で増えているということでございますので、数字を幾つかだけ申し上げますけれどもお示ししたいと思っておりますけれども、例えば豚肉でいいますと、二〇〇五年に協定が発効したわけですが、そのときの輸入量は三万五千トン、現在は七万トン弱ということで確かに増えてございます。

○紙智子君 全体、一般的にじゃなくて、具体的に。さっき言ったじゃないですか。

○政府参考人(大澤誠君) 具体的に申し上げたいつもりなんです。先ほどお話ししたチリにつきましては、協定発効時が二〇〇七年で四万六千トンですが、現在は二万二千トンということござ

います。

そういう形で、資料で数字で判断いたしまして一概には言えないというのが我々が考えているところでございます。

○紙智子君 一概には言えないということで、そのまま、全然影響分らないまま来ているということが問題だというふうに思っています。

それで、為替の動向の話もあるんですけど、為替の動向によっても輸入額、輸入量は変動するといふわけですね。影響試算の輸入価格の取り方なんですけれども、牛肉だったら二〇一三年度の輸入価格と、豚肉だったら二〇〇九年から二〇一三年の五中三というところで、この取り方が違うわけですね。なぜこれ違う取り方なんですか。

○政府参考人(今城健晴君) お答えいたします。先生御指摘のとおり、影響試算において、豚肉を含め基本的には平成二十五年度から過去数年間、基本的には五中三とかそういう数字を用いております。

しかしながら、牛肉については特殊事情ございいます。おっしゃるとおり、二十五年度の単年度価格というものを試算の前提にしておりますが、これは、輸入牛肉につきましては、平成二十五年二月にいわゆる米国からの輸入条件、これが二十月齢以下というものが三十月齢以下というふうに緩和されました、その条件が変わっておりますのでございいますので、二十四年以前の価格を将来の試算の前提に加えるのは不適当というふうに考えたとこのところでございます。

具体的には、米国产牛肉の平均価格が豪州産より一割から三割高いというようなこと、それから当然月齢緩和に伴って、豪州のシェアを多かつたところを米国産に多くするということで平均価格の取り方が当然変わってまいりますので、そういうことから二十五年度を取った方がより正確な前提になるというふうに考えたところでございいます。

○紙智子君 よく分からないです。それで、二〇一〇年の円相場、対米ドルでい

うと八十七・七五円、二〇一三年は九十七・七一円、二〇一四年は百五・七九円。牛肉の国際価格というのは、二〇一〇年のときには四百四円、二〇一三年は五百八円、二〇一四年は六百三十三円です。ですから、四百四円から六百三十三円ということは二百円の開きが、幅があるわけですね。関税相当額も変わると。

ほかには五中三などなんですけれども、牛肉の試算で使っている輸入価格というのは、これ二〇一三年ということになっているのは何でなんですかね。

○政府参考人(今城健晴君) 繰り返しになります、これから試算をするというときには、やはり具体的な輸入価格のどこを前提にして試算をするかということになるわけでございます。

その際に、輸入価格というのは当然国と国との価格が違う等々によりまして状況が変わるわけでございます。したがって、豪州産よりアメリカ産の方が、二十五年度から輸入条件が変わることによって当然米産の方が豪州産よりも緩和されると、緩和されるといふか、元のシェアに戻っているという状況が見て取れますので、それ以前の平均価格よりは二十五年度の価格が、状況がその後も続くわけでございますので、したがって、そこを前提に平均価格という方を試算する方が適当であるというふうに考えた次第でございます。

○紙智子君 やっぱこの試算の取り方とか、いろいろみんな疑問を持っているわけですよ。業者は為替相場を見ながら調達先を変えるというふうに思いますが、一つの影響試算だけではなかなか納得できないというふうに思います。

それで、本当はちよつとこの後食料自給率の話も併せて聞きたかつたんですけど、時間になりました。やっぱ、今各県でも独自の試算なんかもやっていて、それをやっているというのは国がやった試算について納得できていないからだと思いますよ。

そういう意味では、やっぱ試算も含めて、まだまだ国民の中では理解もできないし、こういう

試算でもついているいろいろ審議して決めるなんというのはならないということをお願い申し上げます。

○儀間光男君 おおさか維新の機関です。もう昼食時間も過ぎていて腹をすかせていらしているかと思いますが、私で最後でありますから、お付き合いをいただきますようお願いいたします。

さて、今日の質問は、例の外国漁船操業対策費百三十億円、それから一般財団法人への拠出金二十五億円、先回、三月二十三日でしたか、そのとき少し間口を開けましたが、時間がかなわなくて、連続物で今日またさせていただきます。今日はこの二つについてお聞きしたいと思います。

まず、違法操業の取締り体制として、官船が七杯で用船が三十七隻、合わせて四十四隻になっておるんですが、今日聞きたいのは、この用船された船会社、これ現在のところ何社とそれがされているのか、まずはお示しいただきたいと思ひます。

○政府参考人(佐藤一雄君) お答えいたします。用船契約を締結した会社は現在十七社でございます。

○儀間光男君 これ、資料を見ますと十七社、十八社と書いてしまつたんです、十七社、訂正したいと思ひます。

この用船に対する、用船の、つまり国に、水産庁に貸して受け取る金額、これを見ますと、何でしようかね、普通の海運業との利益率がうんと違うわけですよ。用船やつた船は九・三%の利益率で、普通の海運会社では〇・五%の利益しか上がらない。こういう大きな差を見ますと、船を持つ船会社、船主の方々、これは水産庁と何とか用船契約したいなという心境が働くのは当然のことだと思ひます。

その折に、皆さんが契約する際に、どういうような条件をもつて用船していらつしやるのか、その基準があればお示しをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今先生から御質問ご

ざいましたように、用船でございますが、官船があるわけでございますが、官船をこれを新設いたしますと何十億円といったような金額になりますものから、民間から用船をして取締りに使つておるといふことでございます。

その際、やはり取締り船でございますので、言ひ方が、表現が適当かどうか分りませんが、余りこの取扱について、一般的には一般競争入札といったことが適切ではございますが、こういった取締りといった業務の特殊性に鑑みまして、これに適した船舶、そしてその業務に熟練した乗組員が必要でありますことから、これらの要件を満たす船舶会社と随意契約で締結しているところでございます。

○儀間光男君 私、用船制度が悪いとは言っていないんです。それは了とするものの、やはり船主、船を持つ人はいっぱいおられますから、契約している用船会社並みの条件を整えれば、じゃ、私でもいけるかという話になると、きちつとした基準を持たないというとなかなか大変なことだと思ひます。だから、そういうことから混乱が生じないようにきちつと基準化を明確にしておくということが大事だと思ひますので、これは非実行していただきたい、こう思ひます。

さらには、用船しますから、その乗組員、これは船主が採用して乗せるわけですね。国家公務員じゃないですよ、民間の乗組員。そうしますと、用船を受けてやる仕事は取締りの仕事で、しかも海上のことでありまして大変危険が伴う。そういう場合、国家公務員じゃない用船の一般乗組員の待遇という保障とか、ひよつとすると、荒れて違法船に移るときに命を失うとか大けがをするとか、そういうケースがないとはしないわけでありまして、そういう際にどのようにして皆さんはこの用船の乗組員を対応しているのか、この辺を御開示いただきたいと思ひます。

○政府参考人(佐藤一雄君) この用船におきましては、複数の、十五、六名程度の方が乗つていて、船の運航等あるいは取締りに当たつて補

助業務を行つていただいているわけでございますが、やはりそのときに指揮監督する者がいなきやいけませんので、水産庁の職員でございます漁業監督官が、これが乗つておりまして、これがいろいろと指示を行ひまして取締りの業務を行つていられるというふうなまず状況になっているところでございます。

先生おっしゃつていただいたように、非常に妨害行為、いろんな拒絶行為、こういったものが多々あるわけでございます。こうした点については、我々といひまして、いろいろこの漁業監督官を通じて、現場で不幸なことがないよう、そういうふうな配慮を計らうよう指導しているところでございます。

○儀間光男君 おつしやることは理解できないでもないんですが、要するに、監督官が船長に指示を出して、接舷しない、離れない、ターンして進路を塞ぎなさいというふうなことをやるんですが、命を受けてやるのは分るんですが、それを執行するのは一般船員ですから、もちろん監督官も乗り込むと思ひますが、この一般船員も検査する権能は持たせているんですか、監督官と一緒に。立会いする権能はあるんですか。

○政府参考人(佐藤一雄君) そういう法律に基づく権限はこの用船で働く皆さんにはございせん。ただ、拿捕するなり、あるいは何か押収してもらつたり、あるいはいろいろと証拠書類を何かを取るときに、例えば写真や何かを撮つてもらつとか、そういうことをまずやつております。

それと、今先生が御心配いただいた、けが、あるいはそういった事故のときのことでございせんが、これについては各会社が保険に入つておるといふことで、そこについては補填していくということになっておるところでございます。

○儀間光男君 例えば監督官の命を受けて、違法操業の乗組員、あるいは拿捕した船に移つて今おつしやるような書類を押収するとか身柄を確保するとか、手錠を掛けるかどうか分りませんが、

監督官の指示があればそれぐらいやっていいということになっているわけですね。それでいいんですね。そういう理解でいいんですか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 監督官がその取締り権限を有しておりますので、その手足となって動くということ、一つ一つの判断はこの監督官が行う、そういうような仕組みになっているところでございます。

○儀間光男君 例えば、記憶に新しいところで、平成十一年三月でしたか、北朝鮮の工作船が領海侵犯して、これを米軍が発見するんですよ。そして防衛省あるいは海上保安庁へ通報して、保安庁が対応して、射撃して、船沈没しましたね。その船を確保して揚げて調べてみたら、武装した工作船だったということが判明したわけですね。それと同様のものが、いわゆる漁船に紛れて武装された船が、ひよっとすると領海にあるいはEEZ内、皆さんの監視、視野の中にあるかも分かりませんね。

例えば尖閣で、三、四年前ですが、中国船が海上保安庁の船に衝突してきた。あれは、船も確保し、船員も船長以下逮捕したけれど、何の裁きもしないで帰したわけですよ、船も船長も。あの中に何があつたか不明なんです。大変な事態だと思ふんですね。そのおかげで、その周辺を漁場とする漁民が恐れおのいて、今その海域へ行かないんですよ。漁獲量が下がりましたね。そういうのがあるんですよ。

だから、皆さんが怪しいと思うときは、例えばこれは武装しているんだという判断がされるときは恐らく海上保安庁へ通報して対応してもらおうと思ふんですが、皆さんの職務の範疇の中にそういうことがたくさんあると思つておられます。だから、それは漁船だろうなどということのやり方じゃなしに、どういう監視の目を養うか分かりませんが、大体そういう海上の対応はどうなされているか、また通報した件数がありなのかどうか、お示しください。

○政府参考人(佐藤一雄君) まず、外国漁船の取締りにつきましては、これは水産庁と海上保安庁で行つておまして、日頃より、先生御指摘いただきましたように、情報交換を密にしてやっているとござります。特に、先生が今お話ありました、国籍が不明な船あるいは漁船を装った不明船など不審な船舶に遭遇するといったような場合には、漁業以外も含めました海上犯罪一般の取締り権限を有します海上保安庁、これにやはり速やかに連絡しまして、同行での対応をお願いしておると、こういうのが状況になっております。

私もといたしまして、この不審船への対応も含め、我が国漁業秩序を維持するために、今後とも海上保安庁と緊密な連携を取りながらしっかりと対応していきたいと、このように考えているところでございます。

○儀間光男君 通報した実例は過去にありますか。

○政府参考人(佐藤一雄君) そのような通報をした事例はございません。

○儀間光男君 何件あるかは聞きませんが、あるという現実ですから、しっかりと対応していたかなければならないと思ふんです。

そこで、お尋ねするんですが、官船七隻、用船三十七隻、トータルで四十四隻。日本の北海道根室の先から、オホーツク海から尖閣、与那国辺りまでのこの幅広い、あるいは東は小笠原から南鳥島、沖ノ鳥島、この広い範囲の中での取締りということ、この四十四杯で十分なのか。採用されて、十分対応しているということに思つていらっしゃるのかどうか、その辺を聞きます。

○政府参考人(佐藤一雄君) 先生が今御指摘していただきましたように四十四隻体制でやっておりますが、このキャパシティといいますが、勢力ではまだまだやり足りないというふうに思つておるところでございます。

○儀間光男君 小川委員からも指摘がありました、警戒をする、監視をする海域というのは、国境離島が領海もEEZも守っているんですね。ですから、この辺、国境離島というのは実に不便で、

そこで暮らすのが精いっぱい話なんです。だから、国境を守る、領海を守る、EEZを守る、あるいは資源を確保する、そういう任務があるわけですから、国境離島の人々が、漁民がなりわいとしてその島に住めるように、無人島にさせないように、安心と安全と安定を提供しなきゃならない、保障しなきゃならぬと思ふんですね。

そういうときにおいて十分だと言つて通るものかどうか非常に疑問に思うのでありますが、その辺、これからなる対策、あるいは、船舶はそれ以上増えなければもつと何か別の方法で強化していくんだと、そういう計画をお持ちなら教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(佐藤一雄君) ただいま私、現行の体制のことを先生からお聞きされましたので、そのお答えしたわけですが、やはり、先ほどからもございましたように、こういった海上安全全般につきましては、これは海上保安庁の方と十分連携を取つていくといったことが必要かと思つておりまして、いろいろと海上保安庁と連絡を密にさせていたかどうかというのが一つござります。

それと一つは、やはり国の財政の制約のある中で体制の強化というものが何年前からか図つてきているところでございますが、なかなかこれもすぐにはできるわけじゃございませんので、今私どもでやっておりますのは、先生も御存じかと思いますが、やはり漁協なり漁船にこういった監視活動、こういったものをお願いしております。それに、よりましていろいろな情報を受けまして、そこに取締り船が派遣される、あるいは海上保安庁にも連絡して、海上保安庁からも応援を出してもらつていったような、こういったような取締りを行っているところがございます。

○儀間光男君 過日の委員会、私は与那国の久部良港を整備して取締り船の停泊港にしたらどうかというようなお話を申し上げたんですが、そのことは非常な違反者に対するプレッシャーになるんです、姿を見せると。皆さんの船がいなくなつたら違法者は入つてくるわけですから。いや、

ひよつとすると与那国の港に停泊しているかも分からぬというような予防を、プレッシャーを掛けることは非常に大事だと思ふんですね。

そういう意味では、こういう話があるんですよ。西表島の西側に船浮という天然の良港があつて、戦前海軍の軍港だったんですね。ここに、対岸に白浜という小さな集落があつて、交番があるんですよ。島で交番二か所しかなくて、そこに一か所交番があつて、ちっちゃな軽自動車のパトカーがあるんですよ。そのパトカーを夜になるとその対岸で止めておくんですね。そうすると、ある日、夜陰に紛れて不審船が入つてきて、このパトカーを見て退散する、Uターンするんですね。それを見た人が海上保安庁に通報して、その端緒を得て追つかけて捕まつかうかどうかわかりませんが、その不審船、捕まつかうかどうかわかりませんが、追つてきた。パトカー見るだけで、これは危ないですとUターンして引き返す、逃げていくぐらいです。から、与那国久部良に取締り船が停泊するよう母港化したよということになると、あの海域、相当のプレッシャーで、皆さんの隙間をカバーしてくれると思ふんです。

そういう意味でも、是非そういうことを考えていただきたいんですが、去る二十八日に陸上自衛隊が与那国にある海域を監視するレーダーサイトを造りました。百六十名隊員が行くんですね。これも、緊急時が発生して何か艦船とか人を輸送しなければならぬときに、今の状態ではホバークラフトしか使えないというんですね。積荷は、速度はあるんですが、積載量に限界がある。艦船とは全然違う。向こうだつて必要になってきたわけですよ。多分、恐らく近々のうちにその必要性を感じてくるんですね。

ですから、僕が言いたいの、皆さんとは当然職務も全然違うんですが、一か所の島、港、停泊あるいは接岸、利用するするならば、横串になつて、防衛省辺りとも相談して一緒になつて、停泊所にしましよと、艦船も監視船も入ろう、停泊もできるような港にしましよと。どうで

しょう、これから交渉していただけないか。

○政府参考人(佐藤一雄君) やはり私も、漁船の取締りということではありますので、その任務なり所掌のところについてはおのずと限界があるわけでごさいます。先生おっしゃったように、そこを補うのはどうしたらいいかということ、一つは、既に今も私もやっておりますが、海上保安庁との連携を密にした体制の整備と、こういったことをやらせていただいているわけでごさいます。

あとは、大震災のときかと思いますが、取締り船が救護物資を運ぶとかあるいは人命救助を行う、監視中に災害に遭われました漁船の漁民を保護するといったようなこともあるわけでごさいます。今後、こういうことにつきましてはいろんな機会を捉えまして、どのようなことができるか、いろいろと我々としても考えていきたいと、このように考えております。

○儀間光男君 是非頑張っていたきたいと思えます。交渉は行く行くは必要になりますから、しっかり準備をしていただきたいと、こう思っています。

それから、船年齢、用船の、あるいは官船もそうでしょう、これの問題はいろいろあるんですが、二十年を前提あるいはマックスにして対応してきただんですが、この見直しをするんだという、以前の質問にありましたけれど、これ現在どうなっているんですか。二十年以上用船使っていますか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 先生御指摘いただいた件につきましては、原則二十年以内のものを船舶とするというふうな事になっておったんですが、これにつきまして、二十年たってもまだ機能果たせられるものであれば十分堪えられるんじゃないかといったような議論を踏まえまして、二十年のものでありまして一定の検査等に合格した場合、これについては二十年を超えたものも用船をしておると、このような状況になっておるところでごさいます。

○儀間光男君 分かりました。是非、用船、船の安全も含めて、装備の充実も含めて、船員の訓練

も含めて、しっかりと業務を遂行していただきますように、そして国境離島の人々がこの島で住めるんだというように安堵感を与えるように頑張っていたきたいと思っています。

次に、一般財団法人、二十五億、おおむね二十五億の拠出金があるわけですが、これは韓国・中国等外国漁船操業対策事業費として二十五億、おおむね二十五億出資されておりますが、この財団法人というのはどういった性質の法人ですか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今先生御指摘いただいた日韓・日中協定対策漁業振興財団というものでございますが、これについてはいろいろと、この海域でいろんな漁業紛争、あるいはとりわけ放棄された漁具と、こういったもので周辺の漁民の皆さんに非常に多大な御迷惑を掛けたということで基金を造成しまして、その中で投棄漁具の回収といったようなこと、あるいは、先ほど私ちょっと申し上げましたけれども、漁協等が漁船を通じて監視活動に協力していただいているといったようなことを展開している事業主体のところでありま。

○儀間光男君 つまり、これは、官船や用船、取締り船とは違って、何か例えば投棄漁具があつて邪魔になつていて、あるいは環境が悪化している、資源の枯渇につながる、そういうものが発見されたときに最寄りの漁港へお願いして、一般漁船でそれを除去しに、回収しに行くと、そういう機能を持たせているんですか。

○政府参考人(佐藤一雄君) そのとおりでございます。

○儀間光男君 取締り船は違法設置漁具を回収しますね。これは投棄されたものを回収する。財団じゃなしに、皆さんの直轄下においてこの業務を果たせないんですか、どんななんですか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今先生御指摘ありました、取締り船でも違法漁具の回収を行っております。これはいわゆる刑事訴訟法に基づきまして、犯罪の証拠物件あるいは処罰の際に行われます押収といった行為ということで行われております。

て、具体的なことを申し上げますと、そうしたような行為を行う場合には一つ一つ裁判所の令状を取って、それで我々の方は行っておるところでございます。

それで、今先生おっしゃった放置された漁具でございますが、これについては、かなり年限がたつて、本当にもうこれは廃棄されたといったようなものを、清掃といいますが、清掃事業で対応しておると、こういうような状況になっておるところでございます。

○儀間光男君 業務内容は分かりましたが、私が言うのは、財団じゃなしに、皆さんが直接部署を設けてできる仕事じゃないのかというふうに聞いたわけですが。

それでは、この放棄された漁具、これは漁民も発見をし、情報者になると思うんですが、皆さんのところでも、違法設置した漁具は撤去させるけれど、放棄された漁具が浮遊している、それを確認しても回収ということはしないわけね。その情報はどこへ送るんですか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 取締りで監視活動をやっていく上で、そこで今放置されたようなものにつきましては当方の方で回収しておるところでございます。

○委員長(若林健太君) 時間が来ているので、質疑をまとめてください。

○儀間光男君 はい。もうこれで終わりますけれど、また続きは次回やりたいと、こう思っています。

ただ、前回やった和牛について今日少しやろうと思つたんですが、時間がありません。準備した皆さんにおわびして、お許しを請いたいと思います。

ありがとうございます。

○委員長(若林健太君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(若林健太君) 次に、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁

業災害補償法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。森山農林水産大臣。

○国務大臣(森山裕君) 漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

近年、漁業就業者の減少及び高齢化の進行、養殖業における配合飼料価格の高騰等我が国漁業を取り巻く環境は厳しいものとなっており、自然環境に左右されやすい漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図ることがますます重要となっております。

こうした観点から、漁船損害等補償制度及び漁業災害補償制度という二つの補償制度の改善を図り、今後ともこれらの制度が漁業経営の安定に資する役割を着実に果たしていくことができれば、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、漁船損害等補償法の一部改正であります。

さきの東日本大震災において、一部の漁船保険組合では、巨額の保険金支払が発生したことにより保険金支払の財源が不足する事態となつたところとす。

こうした中で、今後、漁業者の減少や南海トラフ地震に備える必要があることから、漁船保険組合の事業基盤の強化が急務となつております。

このため、漁船保険組合の区域制限を廃止すること、全国を区域とする漁船保険組合の設立を可能とし、また、その設立に当たっては十分な保険金支払能力を有する者のみを認可することとし、これにより事業基盤の強固な新たな漁船保険組合による安定的な保険を漁業者が享受できることとしております。

加えて、近年においても、拿捕、抑留等の事案が依然として発生しているところですが、現行の保険制度では、これらの事案による損害の補填が十分にできないため、現行の保険の填補対象を拡大をし、拿捕、抑留等を原因とする油濁損害、給与損害、人命損害及び漁獲物等の積荷に係る損害等も填補可能とすることとしております。

なお、これまで、抑留された漁船乗組員の給与支払については漁船乗組員給与保険で保障を行ってきたところですが、今般の法改正により、拿捕、抑留等に填補対象を拡大した漁船船主責任保険において保障可能となることから、漁船乗組員給与保険は廃止することとしております。

第二に、漁業災害補償法の一部改正であります。養殖共済については、地域内の養殖業者のうち、一人でも共済契約の申込みをしなかった場合、意欲ある漁業者が共済に加入できないといった問題が生じていることから、このような全員加入制度を撤廃をし、個々の漁業者が個別に共済に加入できるようにすることとしております。

さらに、養殖共済の対象魚種については、これまで海面養殖業のみを対象としてきたところですが、ウナギ養殖業の共済ニーズが高まっていることを踏まえ、内水面養殖業も養殖共済の対象とすることとしております。

加えて、特定養殖共済における掛金補助制度については、地域内の特定養殖業者の全員が共済に加入すれば、通常よりも高率の掛金補助が受けられる仕組みとなっております。

しかしながら、近年、漁業依存度の低い者が共済に加入しないことにより、意欲ある漁業者が高率の掛金補助のメリットを享受できない問題が生じていることを踏まえ、漁業依存度の低い者を除く全員が加入すれば高率の掛金補助を可能とすることで、漁業を主たる生活基盤とする漁業者へのメリットを保障することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い

たいただきますようお願いを申し上げます。

○委員長(若林健太君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時七分散会

三月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案

(漁船損害等補償法の一部改正)

第一条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「補てんする」を「補填する」に改める。

第三条第一項中「(漁船の定義)」を削り、同条第四項中「てん補する」を「填補する」に、「又は」を、「又は」に改め、同条第五項及び第七項中「てん補する」を「填補する」に改める。

第七条を次のように改める。

第十三条及び第十五条第二項中「地域組合にあっては十五人以上、業態組合にあっては」を削る。

第十六条第三項中「設定」を「作成」に改める。

第十八条第一項中「申請」を「規定による申請」に改め、同項に次の一号を加える。

三 保険金の支払に充てることができる資産の額が、大規模な事故が生じた場合において

ても保険金を確実に支払うために必要かつ適当なものとして政令で定める額に満たないとき。

第二十一条第一項第六号中「積立」を「積立」に改める。

第二十三条中「の定める」を「で定める」に改める。

第二十四条第一項中「三箇月前」を「三月前」に改める。

第二十六条第二項中「且つ」を「かつ」に改める。

第二十七条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十八条中「一箇」を「一個」に改める。

第二十九条第一項及び第二項中「定款の」を「定款で」に改める。

第三十条第三項中「定款の」を「定款で」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項本文中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「少くとも」を「少なくとも」に改める。

第三十一条の二第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第三十二条の三中「すべて」を「全て」に改める。

第三十四条第二項中「何時でも」を「いつでも」に改める。

第三十七条第一項中「あてれば」を「宛てれば」に改める。

第三十八条第一項中「の定める」を「で定める」に改める。

第三十九条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第四十一条中「代表者の行為についての損害賠償責任」を削る。

第四十三条第一項中「定が」を「定めが」に改める。

第四十六条第一項中「定款の」を「定款で」に、「代る」を「代わる」に改め、同条第四項中「定款の」を「定款で」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項ただし書中「定款の」を「定款で」に改め、同条第八項中「少くとも」を「少なくとも」に改める。

第四十七条第三項中「(支配人の代理権)」、「(支配人の競業の禁止)及び(表見支配人)」を削る。

第四十八条第四項中「写」を「写し」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第四十九条中「定を」を「定めを」に改める。

第五十条第一項第五号中「第八十六条第二項」を「第八十六条第三項」に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に改め、「地域組合にあつては十五人未満、業態組合にあつては」を削る。

第五十一条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第五十四条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「一箇月」を「一月」に改める。

第五十五条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第五十七条中「基いて」を「基づいて」に改める。

第五十九条の二第一項中「二箇月」を「二月」に改める。

第六十一条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第六十二条の四中「おいては」を「おいて」に改める。

第七十七条第一号中「若しくは」を「若しくは」に改める。

第八十条中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第八十三条中「(登記所及び登記官)」、「(登記簿等及び登記手続の通則)」、「(支配人の登記)」、「(株式会社等の登記)及び(登記の更正及

び抹消並びに雜則」を削る。

第八十五条第二項中「何時でも」を「いつでも」に改める。

第八十六条の見出しを「改善命令等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「を採るべき旨」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

農林水産大臣は、組合の財産の状況に照らして、組合の事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは、その組合に対して、措置を講ずべき事項及び期限を示して、事業の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命じ、その他監督上必要な措置を命ずることができる。

第八十七条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「箇月」を「一月」に、「取消」を「取消し」に改める。

第八十八条を次のように改める。

第八十八条 削除

第九十条の見出しを「保険引受けの拒否の制限」に改め、同条中「申込」を「申込み」に、「事由」を「理由」に、「引受」を「引受け」に改める。

第九十一条第一項中「の定める」を「で定める」に改める。

第九十五条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第九十六条ただし書、第九十七条及び第九十八条第一項中「の定める」を「で定める」に改める。

第一百条中「てん補すべき」を「填補すべき」に、「てん補し」を「填補し」に改め、同条第二号中「の定める」を「で定める」に、「てん補する」を「填補する」に改める。

第一百一条及び第一百二条中「てん補し」を「填補し」に改める。

第一百三三條、第一百四條第一項及び第一百五條第一

項中「の定める」を「で定める」に改める。

第一百六条の見出し中「積立」を「積立て」に改め、同条中「の定める」を「で定める」に改める。

第一百七条の見出し中「積立」を「積立て」に改め、同条中「補てん」を「補填」に、「の定める」を「で定める」に改める。

第九九条中「告知義務等」を削る。

第一百十條第一項中「地域組合」を「組合」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項を同条第二項とし、同条第六項を同条第三項とし、同条第七項中「の定める」を「で定める」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とする。

第一百一条の二第二項ただし書及び第一百一条の三第一項ただし書中「事由」を「理由」に改める。

第一百一条の四中「の定める」を「で定める」に、「てん補する」を「填補する」に改める。

第一百一条の五第一項第四号中「だ捕され」を「拿捕され」に改める。

第一百一条の六中「(保険委付)及び(第三者のためにする損害保険契約等)」を削る。

第一百二條第一項中「且つ」を「かつ」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第七項中「時において」を「場合において」に、「場合又は」を「とき、又は」に、「場合には」を「ときに」に改める。

第一百三三條の見出し中「払込」を「払込み」に改め、同条第一項中「政令の」を「政令で」に、「事由」を「理由」に改め、同条第四項中「払込」を「払込み」に改める。

第一百三三條の二第一項中「一」を「いずれかに」に改める。

第一百三三條の三中「前四條」を「第一百二條から前條まで」に改める。

第一百三三條の四中「すべて」を「全て」に改め、同条第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号中「の定める」を「が定める」

に改める。

第一百三三條の五中「四箇月」を「四月」に改め、同条ただし書中「の定める」を「で定める」に改める。

第一百三三條の六の見出しを「(組合の填補責任)」に改め、同条第一項中「てん補する」を「填補する」に改め、同項ただし書中「だ捕」を「拿捕」に、「てん補する」を「填補する」に改め、同条第二項中「てん補すべき」を「填補すべき」に改める。

第一百三三條の七中「政令の」を「政令で」に改める。

第一百三三條の八中「(保険価額の減少等)」を削る。

第一百三三條の十一第四項中「政令の」を「政令で」に改める。

第一百三三條の十二第一項中「てん補し」を「填補し」に改め、同条第二項中「てん補すべき」を「填補すべき」に改める。

第一百三三條の十四第一項中「何時でも」を「いつでも」に、「限り」を「限る」に改め、同条第二項中「解除」を「規定による解除」に、「向つて」を「向かつて」に改める。

第一百三三條の十五中「の定める」を「で定める」に改める。

第一百三三條の十六第二項中「の定める」を「で定める」に改め、同項ただし書中「てん補する」を「填補する」に改める。

第一百三三條中「てん補すべき」を「填補すべき」に、「てん補区分」を「填補区分」に、「の定める」を「で定める」に改める。

第一百三三條の見出しを「(組合の填補責任)」に改め、同条第一項中「てん補する」を「填補する」に改め、同条第二項中「てん補すべき」を「填補すべき」に改める。

第一百三三條中「(第三者のためにする損害保険契約等)」を削り、「てん補区分」を「填補区分」に、「四箇月」を「四月」に改める。

第一百三三條中「消滅時効」を削り、「四箇

月」を「四月」に改める。

第一百三三條の三の見出しを「(組合の填補責任)」に改め、同条第一項中「てん補する」を「填補する」に改め、同条第二項中「てん補すべき」を「填補すべき」に改める。

第一百三三條の六中「(保険委付)及び(第三者のためにする損害保険契約等)」を削り、「四箇月」を「四月」に改める。

第一百三三條第二項中「地域組合にあつては十五人以上、業態組合にあつてはを削り、及び第十八條第一項中「中(定款、保険約款」とあるのは「定款」と、第十八條第一項中「次の各号」とあるのは「第一号及び第二号」と、に改め、同条第五項中「から第五項まで」を「及び第三項」に改め、「第五十條第四項中「組合員が、地域組合にあつては十五人未満、業態組合にあつては五人未満」とあるのは「組合員が十五組合未満」とを削り、「破産手続開始」を「破産手続開始」に改め、同条第七項中「第八十七條まで」の下に「(第八十六條第一項を除く)」を加え、「第八十六條第一項」を「第八十六條第二項」に改める。

第一百三三條の十三第二項中「てん補区分」を「填補区分」に改める。

第一百三三條の十四第一項中「政令の」を「政令で」に改め、同条第二項中「てん補区分」を「填補区分」に、「政令の」を「政令で」に改める。

第一百三三條の十五第二項中「てん補区分」を「填補区分」に、「の定める」を「が定める」に改める。

第一百三三條の十六及び第一百三三條の十九中「の定める」を「で定める」に改める。

第一百三三條の二十一中「てん補区分」を「填補区分」に、「行使し」を「行使し」に改める。

第一百三三條の二十三中「(危険の減少等)」を削る。

第一百三三條第二項中「てん補区分」を「填補区分」に、「の規定により読み替えられた同

あつては、百人以上であることをもつて足りる。

第五十二条第三項中「第十八条」を「第十六条」に改める。

第六十条を次のように改める。

(残余財産の帰属)

第六十条 解散した組合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、第六十二条の規定による農林水産大臣に対する清算終了の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第六十三条第二項第一号中「第二十一条第一項第一号」を「第十九条第一項第一号」に改める。

第八十五条に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

第八十八条を削り、第三章第一節中第八十九条を第八十八条とし、第九十条から第九十三条までを一条ずつ繰り上げる。

第九十四条中「漁船舶主責任保険にあつては、漁船の運航に伴つて生ずる不慮の費用又は損害であつて、漁船の所有者又は使用者が負担し、又は賠償するもののうち、当該保険に係るもの。以下同じ。」を削り、同条を第九十三条とする。

第九十五条第二項中「第六章」を「第五章」に改め、同条を第九十四条とし、第九十六条を第九十五条とする。

第九十七条の前の見出しを削り、同条を第九十六条とし、同条の前の見出しとして「(組合員等の通知義務)」を付する。

第九十八条を第九十七条とし、第九十九条を第九十八条とする。

第一百条の前の見出しを削り、同条第四号中「第

九十七条」を「第九十六条」に改め、同条第五号中「第九十八条第一項」を「第九十七条第一項」に改め、同条を第九十九条とし、同条の前の見出しとして「(組合の免責事由)」を付する。

第九十七条の前の見出しを削り、同条を第九十九条とし、同条の前の見出しとして「(組合の免責事由)」を付する。

第一百一条を第一百条とし、第一百二条を第一百一条とする。

第一百二条を第一百一条とし、第一百三条を第一百二条とする。

第一百三条中「のうち普通保険に係るもの及び特殊保険に係るもの」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条を第一百二条とし、第一百四条を第一百三条とする。

第一百四条を第一百三条とし、第一百五条を第一百四条とする。

第一百五条第一項中「第一百三条」を「第一百二条」に改め、同条第二項中「又は漁船保険中央会」を削り、同条を第一百四条とし、第一百六条を第一百五条とし、第一百七条を第一百六条とする。

第一百六条を第一百五条とし、第一百七条を第一百六条とする。

第一百八条を削り、第一百九条を第一百七七条とする。

第一百七七条を第一百七六条とする。

第一百十條第二項中「普通保険」を「漁船保険」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、第三章第二節第一款中同条を第一百八条とし、第一百十條の二を第一百九条とし、第一百十條の三を第一百十條とする。

第一百十條の三を第一百十條とし、第一百十條の四を第一百十一條の三とし、第一百十一條の五を第一百十一條の四とする。

第一百十一條を削る。

第一百十一條を削る。

第一百十一條の二の前の見出しを削り、同条第二項中「第六章」を「第五章」に改め、同条を第一百十一條とし、同条の前の見出しとして「(保険関係に関する権利義務の承継)」を付する。

第一百十一條の二の前の見出しを削り、同条第二項中「第六章」を「第五章」に改め、同条を第一百十一條とし、同条の前の見出しとして「(保険関係に関する権利義務の承継)」を付する。

第一百十一條の三を第一百十一條の二とし、第一百十一條の四を第一百十一條の三とし、第一百十一條の五を第一百十一條の四とする。

第一百十一條の四を第一百十一條の三とし、第一百十一條の五を第一百十一條の四とする。

第一百十一條の六中「第一百十一條の五第一項第一号」を「第一百十一條の四第一項第一号」に改め、同条を第一百十一條の五とする。

第一百十一條の五を第一百十一條の四とする。

第三章第二節第一款の款名中「及び特殊保険」を削る。

第三章第二節第一款の款名中「及び特殊保険」を削る。

第一百十三條第一項から第三項までの規定及び第五項中「普通保険」を「漁船保険」に改める。

第一百十三條第一項から第三項までの規定及び第五項中「普通保険」を「漁船保険」に改める。

第一百十三條の四 普通損害保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、基本部分(特定事故以外の事故により支払われる保険金に係る部分をいう。以下同じ。)及び特定特約部分ごとに定め、当該組合の普通損害保険(満期保険の保険期間の満了前の事故により支払われる保険金に係る部分を含む。以下この条において同じ。)に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出とが長期的に均衡を保つように定めなければならない。

2 普通損害保険の基本部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、次に掲げる率を合計して得た率としなければならない。

一 農林水産大臣が定める期間における各年の普通損害保険の基本部分に係る危険率(次号に規定する異常危険率を除く)を基礎として、農林水産大臣が危険区分(漁船のトン数、漁船の主たる根拠地が属する区域その他の事項で普通損害保険の基本部分に係る危険の程度に影響を及ぼす要因となるものに依りて、漁船につき農林水産大臣が定める危険の程度の区分をいう。同号において同じ。)ごとに定める率(第三百三十九条第一項第一号において「通常純保険料率」という。)

二 異常危険率(前号の農林水産大臣が定める期間における各年の普通損害保険の基本部分に係る台風その他の異常な天然現象に基づき算出される危険率であつて、農林水産大臣が定める標準危険率を超えるものをいう)を基礎として、農林水産大臣が危険区分ごとに定める率(第三百三十九条第一項第二号において「異常純保険料率」という。)

3 普通損害保険の特定特約部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、当該特定特約部分に係る危険率を基礎として農林水産大臣が定める率としなければならない。

(保険期間)

第一百十三條の五 普通損害保険の保険期間は、一年とする。ただし、次条第一項ただし書の特約をする場合における当該特約に係る保険期間は、四月とする。

2 前項の規定にかかわらず、組合は、農林水産省令で定めるところにより、保険約款で別段の定めをすることができる。

第一百十三條の六第一項中「又は特殊保険の保険」を「の保険」に、「普通損害保険事故又は特殊保険事故」を「事故」に改め、同項ただし書中「特殊保険事故が捕獲、拿捕又は抑留によつて生じた場合には」を「特定事故については」に改める。

第一百十三條の七中「又は特殊保険」を削る。

第一百十三條の七の二を削る。

第一百十三條の八中「及び特殊保険」を削る。

第一百十三條の十一第一項中「普通損害保険事故」を「事故」に、「の部分」(以下「損害保険料」を「(次条第一項ただし書の特約がある場合にあつては、特定特約部分の保険料を含む。)の部分」(以下「損害保険料」に改め、同条第二項中「当該組合の」を削り、「純保険料率」を「保険料率のうち純保険料に対応する部分の率」に改め、「普通損害保険の危険区分に係るトン数区分」(以下「普通損害保険のトン数区分」という)その他農林水産大臣が定める区分ごとに「及び」の期間)を削り、「組合が保険約款で」を「農林水産大臣が」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第一百十三條の十二第一項中「普通損害保険事故」を「事故」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定事故については、特約がなければ、これによつて生じた損害を填補する責めを負わない。

第一百十三條の十五中「第一百十三條の十一第四項」を「第一百十三條の十一第三項」に改める。

第一百十三條の十六第一項中「第九九条」を「第

第百十三條の十六の二を削る。

第百十六條第一項中「第百十一條の二第二項」

第百十七條中「第百十一條の三第一項」を「第

第百十八條の次に次の一條を加える。

(漁船船主責任保険の純保険料率)

2 漁船船主責任保險 (第百

三十九条第二項において「漁船船主責任保険

4 漁船船主責任保険（第二百二十八条に規定す

第百十九条第一項中「戦乱等によるものを

第二百一十條第一項中「普通保險」を「漁船保

「險」に改める。

「に係る危険率」とあるのは「に係る危険率」と、

第二百二十四条中「率は、」の下に「基本部分及

第二百二十五条第一項中、「戦乱等によるもの

れば、これにより一定の金額を支払う責めを

「に係る」を「に係る」に改める。

「条の四」を「第百十一条の三」に改め、「第百

に、「漁船」を「使用する漁船」に改め、「

「善保險」とあるのは「漁船積荷保險」と、「目

のは「漁船積荷保険」と、「満期保険の満期前

五第一項各号において同じ。）に係る危険率」と

第二百二十六条の四第一項中「普通保険」を「漁

船保険」に改め、同条を第百二十六条の五とす。

第百二十六条の三第一項中「漁船積荷保険事故」を「事故」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定事故については、特約がなければ、これによつて生じた損害を填補する責めを負わない。

第百二十六条の三を第百二十六条の四とし、第百二十六条の二の次に次の一条を加える。

(漁船積荷保険の純保険料率)

第百二十六条の三 漁船積荷保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、基本部分及び特定特約部分ごとに定め、当該組合の漁船積荷保険に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出とが長期的に均衡を保つように定めなければならない。

2 漁船積荷保険の基本部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、農林水産大臣が定める期間における各年の漁船積荷保険の基本部分に係る危険率を基礎として、農林水産大臣が危険区分(漁船のトン数その他の事項で漁船積荷保険の基本部分に係る危険の程度に影響を及ぼす要因となるもの)に応じて、漁船積荷につき農林水産大臣が定める危険の程度の区分をいう。)ごとに定める率(第百三十九条第三項において「漁船積荷保険純保険料率」という。)としなければならない。

3 漁船積荷保険の特定特約部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、当該特定特約部分に係る危険率を基礎として農林水産大臣が定める率としなければならない。

第四章を削る。

第五章の章名中「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改める。

第百三十八条の十二中「特殊保険事業」を「漁船保険事業、漁船船主責任保険事業及び漁船積荷保険事業」に改め、「並びに中央会が普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及

び漁船積荷保険再保険事業によつて組合に対して負う再保険責任」を削り、第五章中同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の十三第一項を削り、同条第二項中「中央会と組合」を「組合とその組合員」に、「普通保険」を「漁船保険」に、「部分を除く。以下この項」を「部分を除く。以下この章」に、「政令で定める填補区分を除く。以下この項」を「特定填補区分(支払われる保険金の金額が比較的少ないと見込まれる填補区分として政令で定めるものをいう。)を除く。第百三十四条第二項を除き、以下この章及び次章」に、「漁船積荷保険に係る再保険関係」を「漁船積荷保険の保険関係」に、「保険(これらのうち、」を「保険ごと」に、「こと」を「ことと。以下この章において同じ。」に、「と中央会」を「と当該組合」に、「普通保険」を「漁船保険」に、「同一年度再保険関係」を「同一年度保険関係」に、「再保険責任」を「保険責任」に、「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業」を「漁船保険事業、漁船船主責任保険事業又は漁船積荷保険事業」に改め、同条を第百二十八条とする。

第百三十八条の十四第一項を削り、同条第二項中「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業」を「漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険」に、「再保険事業に係る保険(これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、填補区分)」を「保険」に、「同一年度再保険関係に係る中央会の再保険金額」を「同一年度保険関係に係る組合の保険金額」に、「中央会の再保険責任」を「組合の保険責任」に、「中央会責任総再保険金額」を「組合責任保険金額」に改め、「の金額」の下に「に政令で定める割合を乗じて得た金額」を加え、同条を同条とし、同条を第百二十九条とする。

第百三十八条の十五第一項を削り、同条第二

項中「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業」を「漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険」に、「再保険事業に係る保険(これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、填補区分)」を「保険」に改め、同条を同条とし、同条を第百三十三条とする。

第百三十八条の十六第一項中「第九十六条」を「第九十五条」に改め、「第百三十三条の七」の下に「(第百三十三条の十六第三項、第百三十一条及び第百二十六条の七において準用する場合を含む。)又は第百二十条第二項(第百二十六条の五第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「特殊保険」を「漁船保険、漁船船主責任保険又は漁船積荷保険」に改め、同条第二項を削り、同条を第百三十一条とする。

第百三十八条の十七中「又は中央会」を削り、同条を第百三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(再保険金)

第百三十三条 漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険に係る政府が支払うべき再保険金の金額は、組合におけるこれらの保険ごとに、組合が同一年度保険関係につき支払うべき保険金の合計額のうち、当該同一年度保険関係に係る組合責任保険金額を超える部分の金額に相当する金額に第百二十九条の政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

第百三十八条の十八を削る。

第百三十八条の十九の見出し中「組合等」を「組合」に改め、同条第一項中「又は中央会」を削り、「特殊保険の保険関係又は普通保険」を「漁船保険」に、「若しくは漁船積荷保険に係る再保険関係」を「又は漁船積荷保険の保険関係」に改め、「又は再保険関係」及び「若しくは再保険関係」を削り、同条第二項中「特殊保険に係る事故」を「漁船保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険に係る特定事故」に改め、同条第三項中「中央会」を「組

合」に、「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係る政府が行う再保険事業」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(再保険の免責)

第百三十五条 政府は、次に掲げる場合には、農林水産省令で定めるところにより、支払うべき再保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

一 組合が法令又は保険約款に違反して保険金を支払つたとき。

二 組合が保険金の額を不当に認定して支払つたとき。

三 組合が前条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

第百三十八条の二十を削る。

第百三十八条の二十一中「中央会は、普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業」を「組合は、漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険」に改め、「再保険事業に係る」及び「これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、填補区分」を削り、「同一年度再保険関係」を「同一年度保険関係」に、「第百三十八条の十の二第三項又は第四項」を「委付により取得した一切の権利及び第百三十一条の五において準用する保険法第二十四条又は第二十五条第一項」に、「支払つた再保険金」を「支払つた保険金」に改め、同条を第百三十六条とする。

第百三十八条の二十二第一項中「又は中央会」を削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の二十三中「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、「第百三十八条の十並びに」を削り、同条後段を削り、同条を第百三十八条とする。

第五章を第四章とする。

第三百三十九条第一項中「及び満期保険」の下に「の基本部分」を加え、「(満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。のうちのうち)」に改め、同項各号を次のように改める。

一 対象漁船に係る保険金額(対象漁船ごとに政令で定める金額に相当する部分を除く。)に対象漁船に係る通常純保険料率を乗じて得た額に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第二欄に掲げる割合を乗じて得た額

二 対象漁船に係る保険金額に対象漁船に係る異常純保険料率を乗じて得た額

第三百三十九条第二項中「当該保険」の下に「の基本部分」を加え、「第三百三十八条の十三第二項の政令で定める填補区分を除く填補区分に係る」を削り、「当該填補区分に係る漁船船主責任保険の純保険料率(第二百一一条において読み替えて準用する第三百三十三条の四第二号に規定する漁船船主責任保険の純保険料率をいう。)」を「填補区分に係る漁船船主責任保険純保険料率」に改め、同条第三項中「当該保険」の下に「の基本部分」を加え、「当該純保険料」を「当該漁船積荷の保険金額に当該漁船積荷に係る漁船積荷純保険料率を乗じて得た額」に改める。

第三百三十九条の二第一項中「漁船積荷保険」の下に「の基本部分」を加え、「(満期保険にあつては、積立保険料に該当する部分を除く。)」を削る。

第四百四十条第二項中「中央会に支払うべき再保険料の一部に充てるべきものとして中央会に交付し、又は当該組合若しくは中央会が」を削り、「全部若しくは」を「全部又は」に改める。第四百四十一条第一項中「第二百二十六条の六」を「第二百二十六条の七」に改める。

第四百四十三条(見出しを含む。中「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改める。

第六章を第五章とする。

第四百四十三条の九第四号中「第九十七条」を「第九十六条」に改め、同条第五号中「第九十八条第一項」を「第九十七条第一項」に改め、同条第六号中「第九十九条」を「第九十八条」に改める。

第四百四十三条の十一第一項中「第八十九条から第九十二条まで、第九十三条第一項、第九十四条、第九十六条から第九十九条まで、第一百一条から第一百三十三条まで、第一百六条及び第一百七十条」を「第八十八条から第九十一条まで、第九十二条第一項、第九十三条、第九十五条から第九十八条まで、第一百条から第一百二条まで、第一百五十六条及び第一百六条」に改める。第四百四十三条の十二から第四百四十三条の十八までを削り、第四百四十三条の十九を第四百四十三条の十二とする。

第六章の二を第六章とする。

第四百四十四条第一項中「(第三百三十八条第七項において準用する場合を含む。)」及び「第三百三十七条の八若しくは第三百三十七条の九」を削り、同条第二項中「又は中央会」を削る。

第四百四十五条中「組合又は中央会の」を「組合の」に改め、同条第三号中「又は中央会」を削り、同条第四号中「(第三百三十八条第三項において準用する場合を含む。)」及び「及び第三百三十八条第四項」を削り、同条第五号中「(第三百三十八条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第六号中「若しくは」を「又は」に改め、「これらの規定を第三百三十八条第四項において準用する場合を含む。又は第三百三十七条の五」を削り、同条第七号中「(これらの規定を第三百三十八条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第九号中「(これらの規定を第三百三十八条第五項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第十号及び第十一号中「(第三百三十八条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。)」を削り、同条第十三号を削り、同条第十四号中「第二百三十三」を「第

百二条」に改め、「又は第三百三十七条の三」を削り、同条を同条第十三号とし、同条第十五号を同条第十四号とし、同条第十六号中「第二百六条又は第二百七条」を「第二百五条又は第二百六条」に改め、「第三百三十八条の十一」及び「及び第四百四十三条の十八」を削り、同条を同条第十五号とし、同条第十七号を削る。

各号を削る。第四百四十八条第一項を削り、同条第二項中「第四百四十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る」を削り、「水域」の下に「(以下「単位漁場区域」という。)」を加え、「(その者が第四百四十六条第一項第二号に掲げる団体であるときは、その構成員のすべて)」を削り、「すべてを」を「全てを」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

附則第五項から第八項までを削る。

第三節 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第五十九条の見出しを「(残余財産の分配等)」に改め、同条第三項中「におけるその財産の処分については、政令で定める」を「は、その財産は、第六十一条の規定による農林水産大臣に対する清算終了の届出の時において、定款で定めるところにより、漁業共済団体又は漁船保険組合に帰属する」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項及び前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第八十条第二項中「(当該共済契約に係る共済掛金の支払を特に確保する必要があるものとして農林水産省令で定めるものに限る。)、第四百四十四条第三号に掲げる」を「、第四百四十四条第三号に掲げる」を「、第四百四十四条の政令で定める」に、「」に係る共済契約(当該」に係る共済契約(これらの」に改める。

第八十五条第一項及び第九十一条第四項中「、第四百四十六条第一項第二号に掲げる団体にあつてはその構成員」を削る。

第四百四十四条中「次に掲げる」を「政令で定める」に、「行なう」を「行う」に改め、各号を削る。

第四百四十六条第一項中「次に掲げるとおり」を「当該養殖業を営む中小漁業者であつて組合員又は組合員の直接の構成員であるもの」に改め、

第二百二十四条第二項第二号中「第四百四十四条第三号に掲げる」を「前号の政令で定める種類の養殖業以外の」に改め、「(前号の政令で定める種類のものを除く。以下「特定第三号養殖業」という。)」を削り、「特定第三号養殖業」を「当該養殖業」に改める。

第二百二十五条の六第一項中「被共済資格者」の下に「であつて政令で定める要件に該当するもの」を加える。

第四百四十七条の二第二項中「第三章」を「前章」に改め、「、第四百四十六条第一項第三号中「組合の地区」とあるのは、「第六十七条の四第一項に規定する区域」と読み替えるはか」を削る。

第四百四十五条第一項第二号中「第四百四十四条第二号若しくは第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る」及び「又は第四百四十六条第一項第二号」を削る。

第四百四十六条 漁業災害補償法の一部を次のように改正する。

第四百四十八条第一項中「」内「」の下に「(内水面において営む養殖業にあつては、一の事業場)」を加える。

第四百四十九条中「もの」の下に「(内水面において営む養殖業であつて、農林水産省令で定めるものを除く。)」を加える。

(漁船乗組員給与保険法の廃止)
第五条 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百十二号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条並びに次条から附則第四条まで、附則第九条及び附則第十八条の規定 公布の日
- 二 第四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 附則第十五条の規定 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十八年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(組合に関する経過措置)

第二条 漁船保険組合（以下「組合」という。）であつて前条第一号に掲げる規定の施行の際現に存するものは、第一条の規定による改正後の漁船損害等補償法（以下この条において「第一号新漁損法」という。）第十八条第一項第三号の規定にかかわらず、前条第一号に掲げる規定の施行の日において同項の認可を受けたものとみなす。この場合において、当該認可を受けたものとみなされた組合については、第一号新漁損法第八十六条第一項の規定は、この法律の施行の時までは、適用しない。

2 前項の認可を受けたものとみなされた組合は、この法律の施行の時までに、保険金の支払に充てることのできる資産の額が第一号新漁損法第十八条第一項第三号の政令で定める額以上の額となるよう、必要な措置を講じなければならない。

第三条 前条第一項の認可を受けたものとみなされた組合は、この法律の施行の際現に有する保険金の支払に充てることのできる資産の額が第二号の規定による改正後の漁船損害等補償法（以下「新漁損法」という。）第十六条第一項第三号の政令で定める額に満たないときは、新漁損法第五十条第一項及び第四項の規定にかかわ

らず、この法律の施行の時において解散する。2 前項の規定により組合が解散したときは、その清算人は、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(中央会の解散)

第四条 漁船保険中央会（以下この条及び次条において「中央会」という。）は、この法律の施行の時に解散する。この場合における解散及び清算については、第二条の規定による改正前の漁船損害等補償法（以下「旧漁損法」という。）第三百三十八条第七項において準用する旧漁損法第八十六条第三項の規定による解散の命令によつて解散した中央会の解散及び清算の例による。

2 前項の規定により解散する中央会の一切の権利及び義務を承継しようとする組合は、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に申し出ることができる。

3 農林水産大臣が前項の規定による申出を承認した場合には、その承認を受けた組合は、第一項の規定による中央会の解散の時に、その一切の権利及び義務を承継する。この場合においては、同項後段の規定並びに他の法令中解散及び清算の規定は、適用しない。

4 前項の規定により中央会の一切の権利及び義務が組合に承継された場合における中央会の解散の登記については、政令で定める。

(組合による中央会の一切の権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第五条 前条第三項の規定により中央会の一切の権利及び義務が組合に承継された場合には、この法律の施行の際現に成立している旧漁損法に基づく普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険（次項において「旧普通保険等」という。）の保険関係及び当該保険関係に基づき支払うべき保険料に係る負担金については、なお従前の例による。

2 前項に規定する場合において、旧普通保険等に係る再保険関係及び当該再保険関係に係る事

業に係る再保険関係については、なお従前の例による。この場合において、なお従前の例によることとされる旧漁損法第二条第二号中「漁船保険中央会」とあるのは「承継組合（漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第 号）附則第五条第三項に規定する承継組合をいう。以下同じ。）」と、なお従前の例によることとされる旧漁損法第五十条第二項中「漁船保険中央会」とあるのは「承継組合」と、なお従前の例によることとされる旧漁損法（同号及び同項を除く。）の規定中「中央会」とあるのは「承継組合」とする。

3 前条第三項の規定により中央会の一切の権利及び義務を承継した組合（次項及び第五項において「承継組合」という。）は、同条第一項の規定による中央会の解散の日の前日を含む事業年度に係る旧漁損法第三百七条の七の規定による事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等について、従前の例により行うものとする。

4 承継組合は、前条第三項の規定により中央会から承継した権利及び義務の処理に関する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の会計を設けて整理しなければならない。

5 承継組合は、前項に規定する業務を終えたときは、同項に規定する特別の会計を廃止するものとし、その廃止の際現に当該会計に所属する権利及び義務を、農林水産省令で定めるところにより、新漁損法第二百二条の規定により設けられた会計に帰属させるものとする。

(特殊保険に係る事業に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に成立している旧漁損法に基づく特殊保険についての保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

2 旧漁損法第二百二条の規定により区分して経理

された組合の漁船保険事業のうち特殊保険に係るものに関する権利及び義務は、この法律の施行の時において、新漁損法第二百二条の規定により設けられた漁船保険事業に係る経理についての会計に帰属するものとする。

3 組合は、前項の規定により同項に規定する権利及び義務が漁船保険事業に係る経理についての会計に帰属したときは、第一項の規定にかかわらず、旧漁損法第二百二条の規定に基づく漁船保険事業のうち特殊保険に係るものに係る経理については、前項の規定により当該権利及び義務が帰属した会計において整理しなければならない。

(漁業災害補償に係る事業に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に成立している第三号の規定による改正前の漁業災害補償法に基づく養殖共済及び特定養殖共済に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

(漁船乗組員給与保険に係る事業に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に成立している第五号の規定による廃止前の漁船乗組員給与保険法（次項及び第三項並びに附則第十四条において「旧給与保険法」という。）に基づく漁船乗組員給与保険についての保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

2 旧給与保険法第二十三条第一項の規定により区分して経理された組合の漁船乗組員給与保険事業に関する権利及び義務は、この法律の施行の時において、新漁損法第二百二条の規定により設けられた漁船船主責任保険事業に係る経理についての会計に帰属するものとする。

3 組合は、前項の規定により同項に規定する権利及び義務が漁船船主責任保険事業に係る経理についての会計に帰属したときは、第一項の規

定にかかわらず、旧給与保険法第二十三条第一項の規定に基づく漁船乗組員給与保険事業に係る経理については、前項の規定により当該権利及び義務が帰属した会計において整理しなればならない。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の項中「(第八十八条を除く。)」を削る。

(農業災害補償法の一部改正)

第十条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第百四十四条第二項中「第百三十八条の第二十一項」を「第百三十七条第一項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号、第七十二条の五第一項第五号、第二百九十六条第一項第二号及び第三百四十八条第四項中、「漁船保険中央会」を削る。

(所得税法等の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中

に改める。

漁船保険組合

漁船保険中央会

を 漁船保険組合

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一

二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第二

三 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表第三第一号の表

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十三条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第百二十四条第五項中「普通保険等再保険事業」を削り、「第二条第三号」を「第二条第二号」に、「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷再保険再保険事業に係る再保険事業をいう。第百二十九条第四項第一号において同じ。」及び同法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業」を「漁船保険再保険事業等」に改める。

第百二十九条第四項第一号中「普通保険等再保険事業」を「漁船再保険事業」に改める。

附則第四十二條から第四十七條までを次のように改める。

うに改める。

第四十二条から第四十七条まで 削除

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧漁損法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業及び附則第八

条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧給与保険法第二条に規定する漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業に関する経理は、特別会計に関する法律第百二十四条第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計において行うものとする。この場合における前条の規定による改正後の同法(以下この条において「新特別会計法」という。)第百二十七条第四項及び第六項、第百二十九条第四項、第百三十四条第一項並びに第百三十六条第三項及び第三十四条の規定の適用については、新特別会計法第百二十七条第四項第一号イ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、特殊保険再保険事業、漁船乗組員給与保険再保険事業」と改める。

第百五十一条のうち漁船損害等補償法第百三十八条の二十二第二項の改正規定中「第百三十八条の二十二第二項」を「第百三十七条第二項」に改める。

第百五十二条中「第百三十八条の二十二第二項」を「第百三十七条第二項」に改める。

第十六条 農林水産省設置法(平成十一年法律第

九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十四号中、「漁船乗組員給与保険」を削る。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

平成二十八年四月二十五日印刷

平成二十八年四月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P